

毎月二回(廿五日)發行 明治二十五年三月廿六日第三種郵便物認可  
 風俗畫報第二百三十六號 明治三十四年八月五日發行

**農商地質調査所編製**

**大日本地質全圖**

再版 全一冊  
 比例尺百萬分の一

正 無仕立 金四圓五十錢 小包 二百目迄  
 折本仕立 金五圓 小包 二百目迄  
 軸仕立 金六圓 通運便

**全國地質説明書**

洋装 全一冊

本圖は全圖地質の構造及頒布、火山の配置、山脈の趨勢、金屬、鑛山、石炭、石油、硫黃、有用鑛床及鑛泉等の位置を精密に十五種彩色を以て明示したる者加之説明書は重要な鑛山、炭田、油井等には一々鮮明なる彩色地質圖を挿みて説明したる者なり

**大日本地開全圖**

全一冊  
 比例尺百萬分の一  
 十五枚繼

和文ノ部 無仕立 金一圓六十錢 小包 二百目迄  
 折本仕立 金一圓八十錢 同  
 軸仕立 金三圓五十錢 同  
 郵税無仕立折本仕立共小包二百目迄軸仕立通運便

**發行所**

東京市神田區通新石町三番地

東陽堂支店

○大日本豫察地質圖 全國五部  
 比例尺四十萬分の一 ●再版●

○大日本豫察地形圖 全國五部  
 比例尺四十萬分の一 ●再版●  
 正價一部三付和文歐文共各金三圓廿錢 小包二百目迄  
 正價一部三付和文金一圓八十錢 郵税小包二百目迄  
 歐文金二圓六十錢

○大日本地形詳圖 全國九十五部  
 比例尺二十萬分の一

○大日本地質詳圖 全國九十五部  
 比例尺二十萬分の一  
 正價一部三付和文歐文共各金卅五錢 郵税金二錢  
 歐文金三十錢

○地產要覽圖 全一部 (切品)  
 洋本仕立正價金二圓三十五錢 小包四百目迄

○大日本臺灣地圖 全一部  
 實測者入江英著  
 正價金二十五錢 郵税金二錢

○最大日本鐵道線路全圖 全一部  
 遞信省鐵道局御藏版  
 正價金一圓五十錢 郵税金六錢

臨時 風俗畫報 第二百廿六號

**京橋區之部**

明治三十四年 八月五日 東陽堂發行

**新撰東京名所圖會**

華洲一編

實測最新の地圖にして遠近高低峻岨一目の下に瞭然たり



●風俗叢書定價（一冊金拾貳錢）●五冊前金五拾七錢●拾冊前金壹圓○八錢●拾五冊前金壹圓五拾八錢●貳拾冊前金貳圓○四錢

### 新撰東京名所圖會

#### 第三十一編目次

#### ○京橋區の都（其三）

- 松屋町 位置 町名の起原
- 高代町 位置 町名の起原
- 本八丁堀 位置 町名の起原
- 日比谷町 位置 町名の起原
- 幸町 位置 町名の起原
- 長澤町 位置 町名の起原
- 元島町 位置 町名の起原
- 岡崎町 位置 町名の起原
- 櫻木町 位置 町名の起原
- 水谷町 位置 町名の起原
- 日比谷町 位置 町名の起原
- 幸町 位置 町名の起原
- 長澤町 位置 町名の起原
- 元島町 位置 町名の起原
- 岡崎町 位置 町名の起原

- 永島町 位置 町名の起原
- 八丁堀町 位置 町名の起原
- 水谷町 位置 町名の起原
- 日比谷町 位置 町名の起原
- 幸町 位置 町名の起原
- 長澤町 位置 町名の起原
- 元島町 位置 町名の起原
- 岡崎町 位置 町名の起原
- 櫻木町 位置 町名の起原
- 水谷町 位置 町名の起原
- 日比谷町 位置 町名の起原
- 幸町 位置 町名の起原
- 長澤町 位置 町名の起原
- 元島町 位置 町名の起原
- 岡崎町 位置 町名の起原

- 長崎町 位置 町名の起原
- 大川端町 位置 町名の起原
- 永代橋 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原

- 新船橋町 位置 町名の起原
- 長崎町 位置 町名の起原
- 大川端町 位置 町名の起原
- 永代橋 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原

- 新船橋町 位置 町名の起原
- 長崎町 位置 町名の起原
- 大川端町 位置 町名の起原
- 永代橋 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原
- 東橋町 位置 町名の起原
- 高橋町 位置 町名の起原

著作權 所有

發行所 東京市神田區通新石町三番地 東京陽堂

印刷人 野口勝



月夜の景





○京橋區之部 其三

●松屋町

◎位 置

南は本八町堀一丁目及び元島町に隣り、東は岡崎町に、北は日本橋區三代町に接し、西は楓川に臨み、其の一部分は高代町に接したり。町内を一丁目より三丁目に分ち、番地を左の如く區劃せり。

- 一丁目 自一番地至九番地
- 二丁目 自一番地至十一番地
- 三丁目 自一番地至十八番地

◎町名の起原

寛永の江戸繪圖を見るに松平中務中屋敷、鳥井伊が中やしきとあり。元祿六年温清軒の江戸繪圖にも、松平エツ中、鳥井ハリマと記せり。寶曆の圖には、鳥井の屋敷、見當らず、而して、其所在地に、丁、代地と載せたり。代地とのみにて町名を記さざれば、元祿板の江戸鹿子に、既に松屋町と明記したるを見る。名稱の起原とする所、未詳。寛延板の總鹿子に、松屋町、八丁より日比谷町、永澤町等の續きなり、と、明治後、松平越中守邸址を以て、松屋町一丁目、同二丁目となし、舊松屋町、神田塗師町代地、宗印屋敷等を合併して、同三丁目に編入せり。

○太神宮前

松屋町三丁目の内にあり。天祖神社(伊雜大神宮)の宮柱あるより、俚俗の呼名なり、磯邊横町ともいふ。

○石河岸

同町、楓川沿岸の地をいふ。石材の揚場なるより此名を得たる

歟。府内備考云、松屋町、俚俗呼名、石河岸

◎概 況

當町には材木商甚だ多し。元祿板の江戸鹿子云、材木や、北八丁堀、と、しかり、彼の紀伊國屋文左衛門の宅は、本八丁堀三丁目の一區劃なりきといへるに徴しても、古より此の界隈は、材木商たりし證に充つべし。同書又云、石塔や、八丁堀松屋町と、されば松屋町には石材商住居し、材木商は八丁堀にありしと見ゆ、石河岸の呼名、往時を語るに似たり。元祿の頃までは、所謂、松屋町と稱するは、極めて小町にして、其三丁目の大半は、鳥井掃磨の中屋鋪たりしこと、當時温清軒の江戸繪圖にて知らるべき也。是に據て之を考るに、鳥井家の邸宅、上地となりて、市塵に變ずるや、北八丁堀の材木商の、當町に移りて營業するもの、日に其の多きを加へ、爾來、幾屋箱、遂に今日の如く、同業者、殆むと軒を列ぬる底の、活景況を現出したるに非ざる乎。

●天祖神社

天祖神社は、松屋町三丁目四番地に在り、以前、伊雜太神宮と稱し、俚俗、伊雜を磯邊に訛讀し來れり。邦音、類似すればなるべし。今、天祖神社と改稱せり。

江戸砂子云、伊雜太神宮、北八丁堀の内、神主出口市正、分限記「天照皇太神宮別宮也とあり。

新編江戸志云、伊雜太神宮、北八丁堀、神主出口市之進、神社啓蒙同伊雜宮(儀式帳云、在志摩國答志那伊雜村太神宮、相去八十三里。粟島座伊雜宮二座(世記云、天村雲命裔天日別命子玉柱屋姫命)案伊雜宮太神遙宮也、世に或爲磯、宮且稱太神宮、御鎮座者非也、云々。或祠司云、當所に鎮座の來由は、むかし釋迦音といふもの、公事大成經を書、此事に依て伊雜の神宮



官か罪に處せらるゝ事あり、其願に付て、社家江府に有るゆゑ、伊雜の宮を假に移し崇奉しより、今此所に鎮座也と、云々。

江戸名所圖會云、伊雜太神宮、北八丁堀、松屋橋より一町はかり良の方、塗師町代地、町屋の間にあり(當社ある故に此所を字して磯邊横町と呼べり)。土俗磯邊太神宮といふ。伊雜の御神は、天照皇太神宮の別宮にして、祭神は伊佐波登美命と、玉柱屋姫命二座なり、寛永元年甲子伊勢長官出口市正某伊雜宮より移しまゐらせ、通三丁目に宮社を營めり(今神明長屋と唱ふるは則是なり)同十年癸酉、今の地へ移し奉るといへり。例祭は六月廿六日に修行す。

以上列記する所に據りて、當社の由來や、其の梗概を窺ふに足るべし。神田塗師町代地は、明治以後に及びて、松屋町三丁目に編入せられつる也。

江戸名所圖會に、當社頭の圖を載せたるが、社殿は柿茸にして千木あり。鳥居及び水盃は、境外、即ち、道路に張出したるが如く、左右に鞆繪の紋章ある長提灯一對、而後、玉垣を結びたり。縮圖して掲ぐる所を見よ。

其の祭禮の事を、江戸名所圖會に、例祭は六月廿六日に修行すとのみ記載したれど、武江圖説には、毎年六月廿四日より廿六日まで、近邊町々幟挑灯を出し賑ふ、此日神事なり、祭日、毎月六日、十六日、廿一日と見えたり。

狂歌江都名所圖會(四)に、  
いせ移すいそへ祭りの夜商人  
團子のしろこふたん櫻湯  
又、此の邊に、右道具市、立ちしことありと見えて、同書に、伊勢よりもうつすいそへのほどりには

道具仲間の古市もあり  
無格社にして、日枝神社禰宜千勝氏、之が兼務たり。信徒十六箇所に亘り、千五百戸を有せり。

一祭神 天照皇大神

一本社

土藏 開口九尺

一拜殿 開口九尺

一社務所 開口九尺

一神樂殿 開口九尺

一常夜燈 一基

一水家 一ヶ所及鐵手洗鉢元治元年六月吉日世話人與吉と鑄出あり。

一鳥居 一基

一玉垣 高さ三尺 右横三尺 左横十尺

一境内坪數 參拾壹坪五合

一什器

獅子頭一組 京橋區岡崎町信者より寄附年月未詳

神鏡一面 寄附人不明

太鼓一個 同上

赤釣燈籠一組

兵銃三ツ足燭臺一組

以上

●高代町

◎位 置

高代町は、楓川の東岸松屋橋の左右に在る一帯の河岸地にして東は路を隔て、松屋町三丁目と。本八丁堀一丁目に對し。南は北櫻河岸。北は楓河岸に臨めり。

番地は一番地より十二番地に至る。

◎町名の起原沿革

高代町は、もと松屋町前の河岸地なりしが。安政二年高輪南町の代地となり。高輪南町代地と唱へしを。明治二年に至り之を省略して現名を附したるなり。

●本八丁堀

◎位 置

本八丁堀は、北櫻河岸に沿ひ。斜めに東に向ひ延長したる市街地にして。其の末尾は高橋に達して止れり。一丁目は稍々廣く。二丁目以下は長方形を成せり。其の一面即ち北の方は。松屋町三丁目、元島町、長澤町、寺町、幸町、日比谷町の五街に接し。東は龜島川西は高代町に臨めり。

一丁目 自一番地至十九番地

二丁目 自一番地至七番地

三丁目 自一番地至八番地

四丁目 自一番地至十番地

五丁目 自一番地至十一番地

◎町名の起原

本八丁堀は、寛永以來の舊町地にして。其名の如く八丁堀あるに因て自然と呼び來れるなり。本の字を冠するは。南八丁堀に分たむか爲めにして。里俗には北八丁堀と唱へ居れり。

◎概 況

本八丁堀は櫻川に沿ひ運輸の利便あるを以て。會社問屋の類戸を接し橋を連ねたり。今其の一斑を擧れば。關西石材株式會社、東京出張花崗石販賣所、日本セメント株式會社、東京石材株式會社、東京鑄物株式會社、鈴木、神谷、川喜田の各商店、東京旭商店、赤方合名會社、共同貯運送店、船業回漕店、木幡、持

留、澤田の諸回漕店あり。又織田小學校もありて共に繁榮せり。

●帝釋堂

帝釋堂は、本八丁堀一丁目十七番地に在り。煉瓦を以て其の廓を築成し以て巖窟に擬し。奥に兩體の石像を安す。參詣するもの鹽を以て此に灑ぐことと見え。滿身斑白恰も雪中に在るが如し。像邊所々陶猿の理み在るを認む。皆報賽の意に出たることと知らる。

當堂は、もと松屋橋際にありしが。明治九年同橋燒失後此地に移し。同十七年六月廿五日更に請願を爲し。同九月一日東京府知事の許可を経て。堂宇を新築し。衆庶をして公然參拜せしむることを得るに至れり。今其の請願書を左に掲げて之を證明すべし。

帝釋堂庶人參拜公稱願

京橋區本八丁堀一丁目十七番地

帝

釋 堂

右帝釋石像之義ハ。別紙理由書之通りニ有レ之。當今牧玉藏所有地内ニ安置シ。庶人參詣致來候處。明治九年甲第百五十六號御布達ノ趣モ御座候間。更ニ出願可レ仕ノ處。受持人谷中村一乘寺先代住職屋代日泉義死去。旁々以テ遷延相成候。然ルニ追々信仰ノ者相増候ニ付テハ。右一乘寺當住職三國日好ヘ依頼。受持人ニ相定公然御許可ノ上庶人參拜爲レ致度。信徒一同ノ志願ニ付。牧玉藏ヨリ所有地三拾壹坪敷地トシテ寄附致シ。御許ノ上ハ。速ニ券狀御書換可レ相願。答。且今般堂宇新築金三百六拾六圓是迄信徒ノ者積立有レ之金圓ヲ以テ。悉皆仕拂可レ申義。一同協議相整候間。何卒公稱御許可被レ成下度。依テ別紙理由書及堂宇建築繪圖并仕様書永續資金方法書相添。此段奉レ願候也。



明治十七年六月廿五日

京橋區本八丁堀一丁目十七番地主  
願人 牧 玉 藏

外六名略す

本書に添付せし理由書には。其の由來及び沿革をしるせり。  
帝釋天

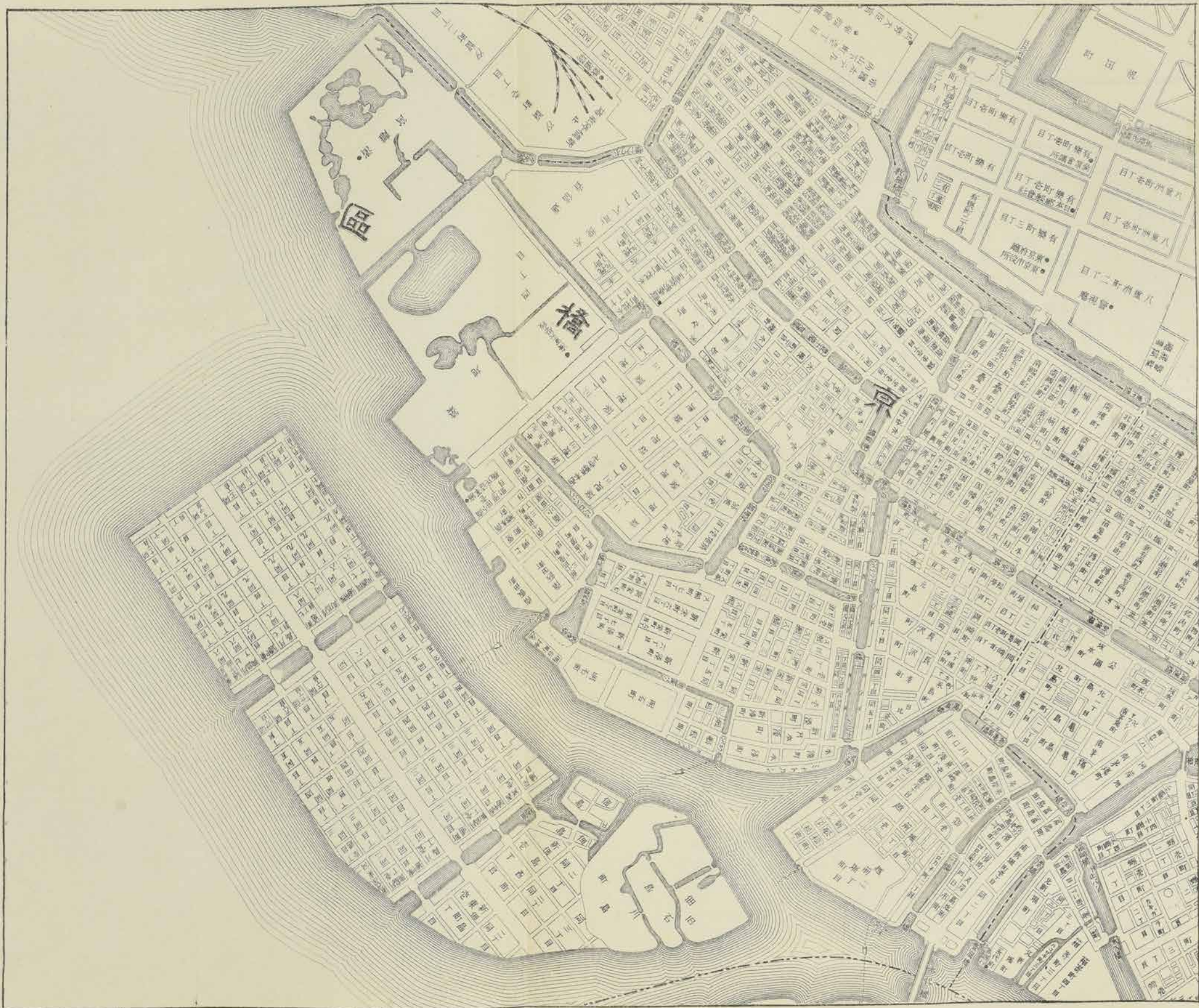
往古安永九年四月中。松屋橋通川浚ヒノ筋出現シタル帝釋  
ノ石像ニシテ。松屋町三丁目居付地主協議ノ上。右松屋橋  
際川岸へ同時小堂ヲ設ケ。帝釋天ト稱シ安置シ。其後同年  
十月中右地主ノ内谷中村一乗寺檀家ノ者有レ之。同寺住職ヲ  
シテ奉祀ニ依頼シ。守護仕來。彌靈像ヲ信スルノ徒日々増  
加セシ折柄。嘉永七年中高輪南町用地ニ相成タル代地トシ  
テ。右川岸地ヲ上地被ニ申付。靈像ヲ地主へ引渡相成候ニ  
付。右信徒牧玉藏總代ニテ。松屋橋際川岸崖地ヲ埋立。堂  
宇敷地ニ出願許可ヲ得テ。同所ニ小堂ヲ設ケ安置候處。明  
治九年十一月。日本橋區物物町ヨリ出火ノ際。松屋橋橋  
失シ。新架橋ニ付。引拂被ニ仰付候節。地主牧玉藏志願  
ニ付。同人所有地本八丁堀一丁目十七番地内へ移シ。小堂  
ヲ設ケ安置致居。爾來引續信仰ノ者相増候處。小堂破損致  
候ニ付。更ニ別紙繪圖面之通新築致。衆庶參拜爲レ。致度候  
ニ付今回奉ニ出願候義ニ御座候也。

奠し猿を供するを見れば此庚申の像ならむかと思はる。帝釋と  
は恐らく公稱に過ぎざらむか。  
○舊幕府警察官の居室  
舊幕府の警察官たる町奉行附屬の與力同心は。此八丁堀即ち岡  
崎町近邊に居住せり。故に俗間には「八丁堀御役人衆」と稱し  
て大に畏敬せり。  
與力の居室地は。大抵二百五十坪にて。表に門を構へて儼然た  
りしか同心の向は凡そ百坪餘にて。多くは表地面を商人に貸與  
し。自家は其の奥に居住せりといふ。  
其の職務は巡邏偵察にして。穩密、常廻り、臨時と分れ居れり。  
諸士は積年の經驗ありて。所謂老練者なれば。「御下知」と稱す  
るもの。即ち他國より入込みし犯罪者の如きは。三日間を期し  
て捕縛するを例とす。大抵は二日にて我繩に掛るなり。此際は  
三手とて三方に偵密を出すことなるが。其の老功の者に至りて  
一方にて引上げしといふ。今の探偵に比すれば。却て機敏なる  
こと驚くべきものありとぞ。  
平生は燕尾衫袴、草履といふ服装にて。帶刀の上紅總の十手を  
携へ。手矢(チカツピキともいふ)二人を従へて市中を巡回せ  
り。  
記者日比谷神社の事を調査するの際。適舊警察家たりし岩井一  
(日比谷町十三番地)君に面晤し。以上の事實を語られし上。其  
の秘藏せる嘉永六年の分課表を寄贈せられたれば。こゝに掲げ  
て以て同好者に示す。

|             |                                  |                       |                  |                |                 |
|-------------|----------------------------------|-----------------------|------------------|----------------|-----------------|
| 嘉永六年<br>癸丑年 | 御評定日<br>式日二日十一日廿一日<br>立台四日十三日廿五日 | 御内寄合日<br>六日十八日<br>廿七日 | 多留<br>三三六<br>九十二 | 館<br>七正四<br>六六 | 喜多<br>二八<br>五十二 |
| 南七九二        | 壹番                               | 貳番                    | 三番               | 四番             | 五番              |









|   |   |   |  |  |  |
|---|---|---|--|--|--|
| 御詮方<br>東條八大夫<br>中田郷左衛門  | 年番書物方<br>飯田永三郎<br>日向野兵市<br>相原喜一郎<br>川口彌一郎<br>渡邊峯藏<br>大澤藤藏   | 御年番<br>御香書物<br>御鑑御鳥掛<br>仁杉八右衛門<br>萩野政七<br>中田圓助<br>中田林五郎<br>秋山常太郎<br>今泉覺右衛門<br>金子平右衛門<br>笹岡小平太 | 目安方<br>坂本折長右衛門<br>水谷武司                 | 公用方<br>竹村俊治<br>安井錦作<br>富田小源太   | 八大小<br>三四大六六七小<br>正大二小五小<br>十二大<br>十大十一小 |
| 市中取繕諸色調<br>非常取繕<br>仁杉八右衛門<br>東條八大夫<br>中村次郎八<br>東條八太郎<br>原善左衛門<br>中田林五郎<br>石澤又兵衛<br>大久保彦十郎<br>櫻橋才次郎<br>高柳金太郎 | 市中取繕諸色調<br>非常取繕<br>仁杉八右衛門<br>東條八大夫<br>中村次郎八<br>東條八太郎<br>原善左衛門<br>中田林五郎<br>石澤又兵衛<br>大久保彦十郎<br>櫻橋才次郎<br>高柳金太郎 | 物書<br>中野勝藏<br>今泉覺左衛門<br>外岡八十郎   | 中田圓助<br>大竹惣藏<br>飯田一藏<br>大竹清大夫<br>渡邊喜平次 | 中村八郎左衛門<br>由比義三郎<br>稻澤彌一兵衛<br>中村又藏<br>吉田駒次郎<br>東條保太郎<br>年寄<br>中田圓助<br>大竹惣藏<br>飯田一藏<br>大竹清大夫<br>渡邊喜平次 | 一六<br>二七<br>三八<br>四九<br>五〇               |
| 穽屋町會所見廻<br>川口萬右衛門<br>上野源之進  | 町會所懸<br>小原清次郎<br>山崎助左衛門<br>五島五郎兵衛<br>後藤理左衛門<br>相場作大夫  | 物書<br>小野田大助<br>石原次郎右衛門<br>石澤又兵衛<br>小林恒三郎  | 粟野市平<br>平野平三郎<br>野村彌兵衛<br>植木榮左衛門       | 小原清次郎<br>中村次郎八<br>安藤源之進<br>仁杉五郎八郎<br>中田孫三郎<br>年寄<br>粟野市平<br>平野平三郎<br>野村彌兵衛<br>植木榮左衛門                 | 一七<br>二八<br>三九<br>四〇                     |
| 兒玉大三郎   | 人足役<br>安藤源五左衛門<br>德岡五三郎<br>中村又助<br>大久保彦十郎<br>高橋藤七郎<br>保田勇三郎<br>平野勝五郎<br>中田山助                                | 物書<br>小林平十郎<br>中田林五郎<br>高橋藤七郎<br>吉田雄之助<br>永島金右衛門<br>人見爲助                                      | 後藤理左衛門<br>大竹彦五郎<br>大里忠左衛門              | 萩野政七<br>山崎助左衛門<br>中田郷左衛門<br>安藤源五左衛門<br>安藤武左衛門<br>年寄<br>小川平四郎<br>後藤理左衛門<br>大竹彦五郎<br>大里忠左衛門            | 二八<br>三九<br>四〇                           |
| 加藤太左衛門  | 三廻取繕役<br>小林藤太郎  | 物書<br>五島五郎兵衛<br>秋山常太郎<br>相場作大夫<br>桑原彦右衛門<br>與村友左衛門<br>大竹銀藏<br>加藤保次郎<br>森本與三郎<br>森本庄九郎         | 小川藤太郎<br>川口萬右衛門<br>加藤太左衛門<br>佐々木作兵衛    | 東條八大夫<br>佐野十郎左衛門<br>德岡五三郎<br>藤星新五郎<br>村井龜太郎<br>由比萬太郎<br>年寄<br>小川藤太郎<br>川口萬右衛門<br>加藤太左衛門<br>佐々木作兵衛    | 三九<br>四〇                                 |
| 上野源太郎   | 大砲聲古世話役<br>野村彌兵衛<br>寛彦四郎<br>植木口左衛門<br>後藤口次郎   | 物書<br>小川覺之助<br>後藤德次郎<br>高柳金太郎<br>櫻橋才次郎  | 大澤藤九郎<br>人見周助<br>大關庄三郎<br>寛彦四郎<br>永谷兵藏 | 仁杉八右衛門<br>原善左衛門<br>東條八太郎<br>小原小十郎<br>佐久間彌太吉<br>年寄<br>大澤藤九郎<br>人見周助<br>大關庄三郎<br>寛彦四郎<br>永谷兵藏          | 四〇<br>四一                                 |



本表に就て舊役員の總數を分課の種類を知るを得べし。其の五六の二段文字を欠きし所あるは。遺害に罹れるものなり。方今は舊江戸町奉行組の者。往時の交誼を維持し。將來疏遠ならむが爲めに。南北會といへるを組織しありて。當時の家長及び其の子孫の團結を謀れり。一美事といふべし。

|  |  |   |  |   |  |
|--|--|---|--|---|--|
| 原善左衛門<br>稻澤彌一兵衛<br>大久保 彦十郎<br>大關 孝作<br>安原鐵三郎<br>五島 録藏<br>川村倉之進<br>中島兵三郎<br>古谷 劍助                         | 大關 孝作<br>中田山助<br>大竹常五郎<br>竹田平八<br>安原鐵三郎<br>五島 録藏<br>川村倉之進                            | 高見見廻<br>小原 小十郎<br>大竹清太夫<br>小川覺之助<br>古銅吹所見廻<br>仁杉 八右衛門<br>中田 圓介                                      | 風烈廻夜廻<br>中村 又藏<br>安藤武左衛門<br>村井傳次郎<br>大竹宗次郎<br>原田大五郎<br>若松勘次郎   | 定廻市中取締諸色調<br>小林藤太郎<br>栗野市平<br>大關庄三郎<br>完戸 鶴藏  | 相場 虎口助<br>永谷 口藏<br>若松勘次郎<br>平野 口五郎<br>磯貝 口五郎<br>渡邊 小一郎   |
| 御詮議方<br>中村 治郎八<br>東條 八太郎<br>安藤源五右衛門<br>石澤又兵衛<br>高柳金太郎<br>中田 山助<br>大竹常五郎<br>竹田平八<br>中村 佐七                 | 本所方<br>中村八郎左衛門<br>大竹常五郎<br>奥村友左衛門<br>森本與三郎   | 杖狀撰方<br>佐藤人別調<br>中田 郷左衛門<br>中村 又藏<br>仁杉五郎八郎<br>人見 爲助<br>森本庄九郎<br>新井 坂次郎<br>金子新八郎<br>兒玉大三郎<br>阿久津 景輔 | 御用部屋手附<br>小川覺之助<br>中野 勝藏<br>高橋 藤七郎<br>吉田雄之助<br>森本庄九郎<br>小林恒三郎<br>秋山 鐵五郎<br>大竹 銀藏<br>池田金三郎<br>森 謙太郎<br>永谷 秀次郎 | 臨時廻右全願<br>渡邊 壽平次<br>大澤 謙九郎<br>大里 忠左衛門<br>小野田大助<br>加藤 保次郎  | 三ノ御世世話役<br>若松 彌助<br>石澤定太郎<br>村井傳次郎<br>辻 仙五郎<br>志村 唯助<br>大澤 德四郎<br>川上文五郎<br>日向野 増五郎<br>中野 彌十郎<br>加藤 銀次郎 |
| 諸問屋組合<br>再興廻り<br>仁杉 八右衛門<br>東條 八太郎<br>中村 次郎八<br>東條 八太郎<br>中田 林五郎<br>今泉 覺左衛門<br>石澤又兵衛<br>大久保 彦十郎<br>柳橋才次郎 | 牢屋見廻<br>安藤 源之進<br>志村 茂七郎<br>平松 兵次郎<br>村井 傳次郎   | 例撰方<br>徳岡 五三郎<br>仁杉 五郎八郎<br>中野 勝藏<br>小林 恒三郎<br>大橋 増次郎<br>大里 翁助<br>富里 權八郎<br>大竹 宗次                   | 御出座御帳懸<br>外岡 八十郎<br>人見 爲助  | 門前廻<br>植木 榮左衛門<br>永島 金右衛門<br>石原次郎右衛門<br>小倉 八左衛門<br>柳橋才次郎<br>森本庄九郎<br>桑原 彦右衛門<br>日向野 兵市<br>大里 翁助 | 見習<br>大竹 源藏<br>永谷 兵衛<br>植木 鐵太郎   |
| 定廻廻<br>由比 義三郎<br>野村 彌兵衛<br>後藤 徳次郎  | 御出座御帳懸<br>徳岡 五三郎<br>仁杉 五郎八郎<br>中野 勝藏<br>小林 恒三郎<br>大橋 増次郎<br>大里 翁助<br>富里 權八郎<br>大竹 宗次 | 南組姓名懸<br>金子 平右衛門  | 定廻廻<br>石澤定太郎<br>岩井 勝之助<br>三浦 茂左衛門  | 引廻役<br>石澤定太郎<br>中島 平輔   | 人足寄場懸<br>中村 鐵三<br>中島 市十郎   |

●紀文の宅地

冒險の事業を爲し。一時に巨萬の富を致し。日夜千金を散して。豪興を極めたる紀文。即ち紀伊國屋文左衛門は。本八丁堀三丁目に住し材木間屋を營業せり。三丁目は皆其の居宅地にて五元集に千山亭とあるは是なり。毎日疊さし七人ツ、を使役す。是は客を迎ふるに新しき筵席を敷換るが爲めとぞ。其の華美を盡せしこと想ふべし。紀文書を文山に學び。俳句を其角に習ひしこと。及び其の性の機敏なる。新吉原に於ける愉快なる舉動は。人の皆知る所なれば。之を記載せず。晩年には深川八幡宮一の鳥居の側に移住し。享保十九年四月廿四日死す。靈巖寺中淨等院に其の墓あり。

●八丁堀の七不思議

八丁堀に七不思議といふことありしとて。玉圓寺の老婦人は記者の爲めに之を語られたり。但同人は其の三ツのみを記憶し。其の他はふるきことなれば忘れたりといへり。  
一に寺あれども墓所なし(玉圓寺の如き是なり)  
二に地藏橋ありて地藏尊なし  
三に女湯に刀掛あり  
八丁堀の役員は。他の雜人と混浴するを嫌ひ。故らに女湯に入るの慣習なり。されば女は晝間は行くものなかりしといふ。奇なりといふべし。思ふに此には緣由あることならむ。

●日比谷町

其の他は幽靈横丁などなりしが。分明ならざればしるさず。  
日比谷町は。八丁堀の東隅にして。東は日比谷河岸を擁し。西

は幸町に對し。南は本八丁堀五丁目。北は永島町に接せり。小路三條鑿折して町を貫き。別に死巷一所あり。番地は一番地より十三番地に至る。

●町名の起原并沿革

日比谷町は。日比谷より移せし日比谷神社あるを以て名づく。寛永の圖には。村の一字見ゆるのみにて分明ならず。元祿の圖には。ヒ、ヤ丁とせるせり。降りて萬延の圖には。幸町とありて。今の永島町の一部に日比谷丁と見ゆ。一書に幸橋外の幸町潮留町の代地となり。潮留町と唱へしと記載せり。何れにも多少の變遷はありしものなるべし。

●日比谷神社

日比谷神社は。日比谷河岸第二十二號地に在り。祭神は稻倉魂神にて。日比谷町の鎮守たり。當社は初め日比谷に鎮座ありしが。慶長年間日比谷門造營の際。代地として八丁堀に於て一丁四方の地を賜る。因て舊地名を表し日比谷稻荷と稱せり。其の後年寄名主より寺社奉行町奉行に請願して。社地を一丁とし。其の地を日比谷町と稱す。而して其の地租を以て修繕費に充たり。寛延三年に至り。社地を減縮して僅かに二十六坪二合五タとせらる。什器并に舊書類は。大抵文政十二年三月廿一日火災に罹りて燼失せりといふ。方今は舟橋久治氏社守として。社務所に常住し。日枝神社禰宜千勝季孝氏祭務を兼勤せり。祭典は毎年六月十五日日枝神社と同日に執行するを例とす。當社には鱒をたちて祈願するよじにて。多く鱒を盡きたる扁額を掛け陳ねたり。當社の神像は甚た古く。建久年間の作に係るよし。太田道灌之を地中より掘得たるものなりとて。其の眞筆の縁起書ありといふ。岩井一氏刻して社堂に掲げたり。其の文左の如し。



余康正二丙子歲欲築城廓於武藏國豐島郡千代田村。曾夜夢一老翁來告。余早起創土工。埋凹坦凸。而有二尊像之突出。余有感。靈夢。輒置像拜謝焉。像者青銅左手携稻穗。背後年號作者備矣。於是余建二祠崇敬祈願。衆庶詣者晝夜接踵。皆驚其奇應。記而以爲念云爾

長祿二戊寅歲二月  
右太田持資入道之眞蹟。而當社所藏之寶物也。今愛蟲害破損。刻之額面。  
明治三十年 總代 岩井 一

◎幸町 置  
幸町は。其の形勢鈍角にして。長澤町と日比谷町との間に介在し。南は本八丁堀四丁目。北は永島町に接せり。番地は一番地より十四番地に至る。

◎町名の起原并沿革  
幸町は。もと幸橋外なる二葉町の處にありしを。元祿四年當地に移りしを以て。此名を附せり。萬延の切繪圖に據れば。今の日比谷町にも幸町とあれば。明治以前は今よりも廣かりしことを知らる。  
寛永の古圖には「ほうかん寺」としるしあれば。他と同じく寺地たりしことを明かなり。

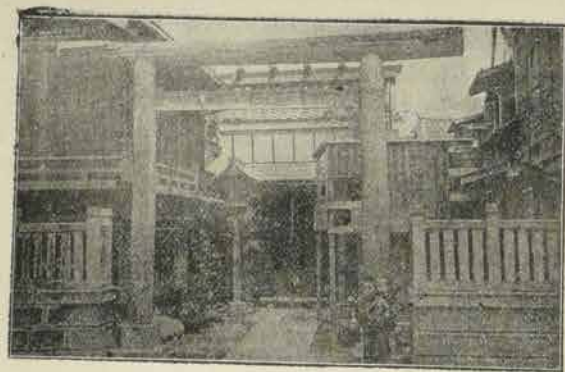
◎長澤町 置  
長澤町は。本八丁堀三丁目の北に在りて。八丁堀仲町に隣り。東は幸町。西は岡崎町の一部と元島町に相對せり。町内中央に路あり。又別に三條の小路を通せり。番地は一番地より二十九番地に至る。

◎町名の起原并沿革  
長澤町は。もと寺地なりしが。明曆火災後他に移轉し。更に武家地となり。元祿の頃は。酒井兵部、岡部駿河守の邸宅となり。後ち名主長澤氏（町鑑には七番組長澤治郎太郎後見左衛門とあり）の支配に屬せしを以て。新に此の町名を附せり。明治以後龜屋屋敷（但俗は舊に仍り八丁堀壽伴屋敷とも唱ふ）と岡崎町の一部。并に南八丁堀一、二、三、五丁目地を併合して。其の地域を擴張せり。町内に焚出し横丁と唱ふる所あり。

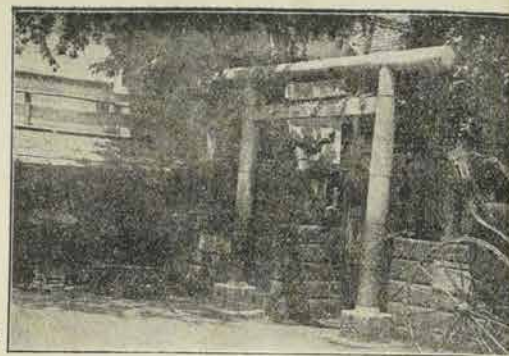
◎元島町 置  
元島町は。櫻橋筋大通の東畔に在りて。稍々三角形を成し。南は本八丁堀二丁目。北は岡崎町に接し。東は長澤町西は松屋町三丁目及び本八丁堀一丁目の一部と相對せり。番地は一番地より十三番地に至る。

◎町名の起原并沿革  
元島町は。寛永の頃は寺地なりしが。元祿に至り細川越中守の本邸となり。其の後吉良左京大夫、日向朝負の邸宅となり。後ち遂に市街地に變し。萬延の切繪圖には。南八丁堀町二丁目同三丁目地とあり。明治二年に之を併合して今の名に改めたり。其の岡崎町に接する小路を。屋根屋新道と唱へ來れり。

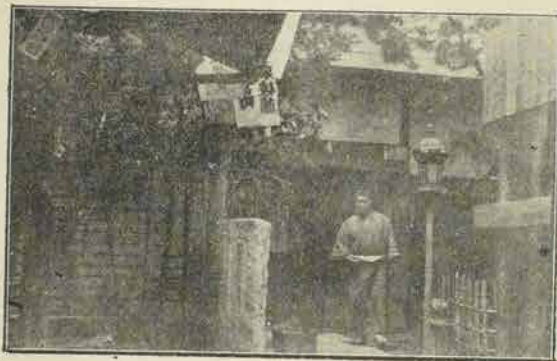
◎岡崎町 置  
南は長澤町及び元島町に接し。西は松屋町一、二、三丁目に。東は八丁堀仲町、水谷町に接し。北は日本橋區北島町に隣り町内を一、二丁目に分ち、更に番地を左の如く區劃せり。  
一丁目 自一番地至五十一番地。  
二丁目 自一番地至三十七番地。



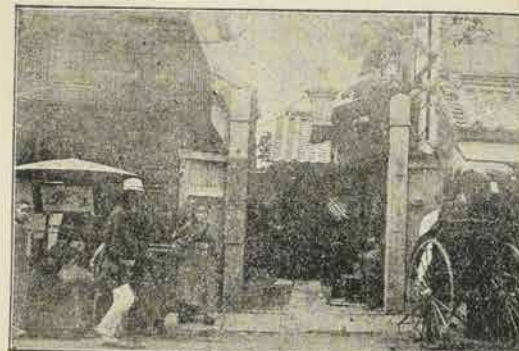
天祖神社



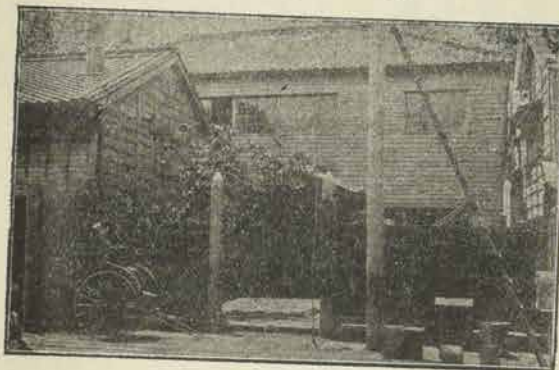
日比谷神社



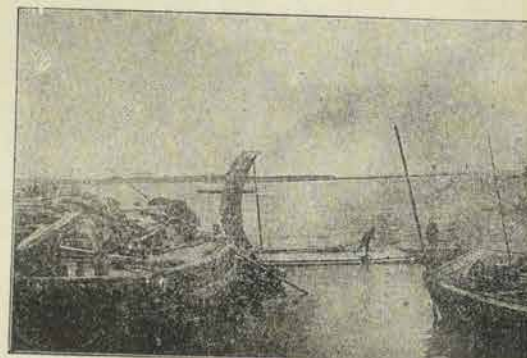
山内寺



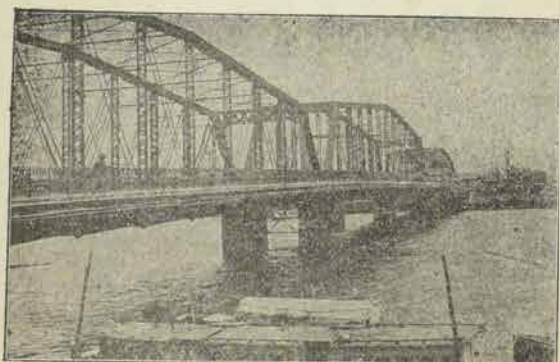
玉園寺



織田小學校



大川



永代橋



越前堀川岸

(以上坪川長雄撮影)



◎町名の起原

往時、將軍德川氏入國の際、三河國岡崎より岡崎十左衛門なる者、來住し、此地の名主となる、因て名を得たりとぞ。武江圖説云、岡崎町、藥師堂(茅場町)後を通り、地藏橋の筋、本八丁堀迄云、其外横小路に岡崎町入組、此地名主を岡崎氏とす。と、明治二年、舊組屋敷を此町に合併せり。

◎俚俗呼名

町内に俚俗、左の呼名存す。

岡崎町大通り

中與力町

片與力町

近江屋新道

新屋舗

玉子屋新道

家根屋新道

されど、今、此稱を呼ぶものなし。

◎概況

松屋町に對する一面は、鎧橋より櫻橋に通ずる三等道路なるが故に、市街賑賑なり。八町堀仲町に接する一面は、即ち裏通りにして、古着商夥多しく、軒を列ねたり。

◎家根屋新道

元祿板、江戸鹿子云、屋ねや、松や町と。此邊、家根屋職多く住みける證に充つべし。萬延改正の切繪圖を見るに、南、元島町に接する一面、及、當時裏通りの二箇所、ヤネヤシンミチを記せり。府内備考にも、南八丁堀代地(元島町)の條に、里俗呼名、家根屋町とあり。

◎輪寶小路

岡崎町か、將た近傍の町か、俚俗、輪寶小路といへる所ありき。武江圖説云、輪寶小路、俗に貧乏小路と云、此外私に呼名多し、皆其の所にての通用なり、と、多數の俗稱を有すること、推して知るべきなり。輪寶は履物に用ゐる鼻緒の名なり。其の職の者、軒並に住居したる名なるべし。

◎玉圓寺

玉圓寺は岡崎町一丁目三十九、四十番地に在り、眞宗大谷派本願寺の末寺とす。緣起云、昔は當所龜島に住而龜島山と稱し、眞言宗の精舎也、然に俗名本多兵部保則と云者、大和國出生而出家し而、法名慈專と號す、太永三年當國に下り、當山に住職す、同四年、古郷の本尊、跡を尋來り給ふ。爰に保則不思議の思を生而、安置し奉り、今に傳來の阿彌陀如來是也。抑斯御本尊者、長和三年夏之頃、本多保則先祖え、惠心僧都より被下所之御作之御木佛也。其後天文十八年、古郷に歸り、澄如上人の御教化を受、御弟子と成り、歸國之砌、五百代本尊被下候、夫より二十七年過、天正四丙子歲之春、慈專大匠に登り而、御機嫌を窺ひ上り歸るに、顯如上人御喜色之餘り、御教化有之、復二十八年を歴而慶長八癸卯年二月十六日、關東より御歸洛之節、教如上人の供奉仕上京す。歸國之折、慈專え寺號玉圓寺と御免被成下、(中略)寺號御免より二十八年後、寛永七年歲、淨土眞宗本願寺末寺と成、云々。寛永の江戸繪圖を見るに、此界限や、悉く寺地なり。然るに後年に及びて、漸次、他所へ退轉せしめられ、跡地は、組屋敷を置かれ、並に市塵を開かれき。されど當山は、由緒ある古刹なればとて、永く八丁堀に寺礎を保存すべく允許されきとむ。今、岡崎町二丁目十三番地の所たり。編纂府瓦解の後、漸く荒廢に歸せしを、先住、第十六世慈愍師は、未だ幼年なりしも、いたく之を嘆じ、専ら力を維持方策



に盡し、明治十五年十一月、舊組同心神田周造の宅址、賣拂となれるを、世話方と協議の末、之をしも譲受けて、移轉したるもの、即ち、現今當山の所在地たり。連日法話あり、傳道布教す。信徒のみにて墓地を有せず。

●紫雲山通入寺

武江圖説云、紫雲山通入寺、岡崎町、一向宗、東末、御組同心方吉田氏、高木氏の間なり、と記せり。寛永の圖に據れば、此邊、總べて寺地なりしを、後年、次第に、他所に移轉せしめられたるが、通入寺は、姑く、前記、玉圓寺と共に、此地に残留したりしも、故ありて淺茅が原に退轉したりと云む。

●不動堂

不動堂は、岡崎町一丁目四十六番地、市塵の間に在り。明治三年、松屋町一丁目に草創したりしも、同十二年、箔屋町の大火に類焼し、堂宇灰燼に歸せしより、方今の地に移轉したりといへり。成田山新勝寺の出張所にして、毎月二十七、八兩日には、參詣者群をなせり。

●永島町

南は日比谷町及び幸町に隣り、西及北は八丁堀仲町に接し、東は日比谷河岸なり。宛然、五角形に類せり。一番地より十三番地に至る。

◎町名の起原

もと幕士の居住地なりしを、享保年間に及びて、市塵を開きたり。名稱の起原、未だ詳らかならざるも、此邊、龜島、北島、竹島、元島、大にしては靈岸島あり、當初、一箇の島地にてありし乎。

●八丁堀仲町

南は八丁堀仲町に隣り、西は岡崎町一丁目に接し、北は日本橋區龜島町に接し、東は龜島河岸なり。一番地より十八番地に分ちて八番地のみ缺けたり。

◎町名の起原

往時、此邊は寺地なりしを、享保六年、京橋水谷町の代地となる、即ち水谷町の名ある所以なり。同十三年、水谷町は京橋際元地へ歸復せり(今、京橋水谷町と稱す)其の跡地は舊幕府諸士の受領地となる。府内備考に、八丁堀水谷町一丁目、八丁堀水谷町一丁目上ヶ地拜領屋舖とも云、八丁堀水谷町一丁目立跡、水谷町二丁目なぞ載せたり。かく、一丁目二丁目に分ちたるが、元地と區別せむが爲め、殊更に八丁堀の名稱を冠しき。明治五年、水谷町二丁目、竹島町の内與作屋舖立跡、同金六町立蹟、水谷町一丁目同立跡を合併し、以て當町を編成すると共に、一、二丁目の稱を廢せり。

○竹河岸

當町、龜島川沿岸の地を竹河岸と呼ぶなり。今猶、竹材商數戶此河岸地にあり。

●龜島橋

水谷町より川口町に通ずる木橋にして、龜島川に架せり。江戸砂子云、龜島橋、靈か九島川口町より八丁堀へわたる、元祿の頃始てかゝる。と、新編江戸志云、龜島町に掛る故に橋の名とす。と、橋の西、今の水谷町の一部は、與作屋敷と稱し、武江圖説に、與作屋敷立跡、龜島と載せて、龜島町の地續きなるが故に、かゝる橋名を冠せるにやあらむ。

●靈岸島

靈岸島は、もと靈巖島に作るを正とす。然れども近時は専ら岸

南は長澤町に、西は岡崎町に隣り、北は水谷町に接し、東は永島町及び日比谷河岸の一部分に接したり。一番地より四十番地に分割す。

◎町名の起原

寛永の圖を見るに寺地なりき。同年間、寺院を退轉せしめて、土地となる。享保六年、京橋北紺屋町、金六町、水谷町の代地となり、市店を開きぬ。同九年、金六町の一部は芝口へ移さる、今の南金六町是なり。同十三年紺屋町、水谷町は元地に復歸し、其蹟は、幕府用達の受領地となる。明治五年、八丁堀北紺屋町、同卓峯屋敷、同金六町同立跡、同水谷町一丁目立跡、添杭屋敷を合併して、八丁堀仲町と稱す。八丁堀の仲通りなるより、此名を得つる歟。

○三角

府内備考云、八丁堀金六町、里俗呼名、三角屋敷、と、今、當町、十一、十二、十三、十四番地の一區劃は、其の形状、殆むと正三角形を成せり、豈奇ならずや。

○わらかし道明横丁

府内備考云、八丁堀北紺屋町、里俗呼名、わらかし道明横丁、當町の内を云、と、前述の三角より長澤町に通ずる小路なり。

◎概況

近傍の諸町に、敢て異らずと雖、其岡崎町に隣れる一面の市街には、古着店甚だ多し。

●卓峯屋敷

武江圖説云、卓峯屋敷、北紺屋町、御筆師安藤卓峯拜領地なりと、今、八丁堀仲町二十七八番地の邊歟。

●水谷町

の字を用ゐ來れり。此地は八丁堀の東北に在りて其の初は江戸中島といひしよし。寛永の地圖に據れば、當時は全くの離島にして多いかん島寺やしきとあり。傍に邸地ありて、松平まなのと署せり。名所記に「さいかん島も江戸の地をはなれて東の海中に築出したる島なり」とあるに符合す。むかし雄譽靈巖和尚海濱を埋立て、一寺を建立し、靈巖寺と名く。其の後萬治二年十二月深川に移され。其の跡を以て市街地と爲す。靈巖島の稱是に於て乎起れり。

●靈巖寺を移せしは

本記の如く十二月なれども。公用の地とせられしは。八月三日なりといふ。

●奈良屋茂左衛門

奈良屋茂左衛門は。靈巖島に住せし材木商にて。世にいふ奈良茂大盡是なり。(後に深川黒江町に移住す)元祿年中彼の本八丁堀の紀伊國屋文左衛門と同じく豪富となり。花街に遊びて巨萬の財を散せしこと。人の皆知る所なり。

●奈良屋茂左衛門

洞房語園に。其の豪奢を極めし一斑を記していき、享保年中奈良屋茂左衛門といへる豪夫。常々爰に來るに。たいこ持多き中の外眠く成たりとて。まどろみぬ。吉兵衛側にあつて。大盡かく寢玉ひては興さめぬ。目覺したまへとゆり起す。奈良茂がいへるは。殊の外眠たし。しばしゆるせといへ共。吉兵衛合點せ



す。吉兵衛金拾兩取せん寝せよといへども合點せず。然は甘雨  
 とらせんといふに。尙も合點せされば。されば三十兩とらせん  
 といひければ。漸く合點して。よし／＼寝玉へとて。三十兩を  
 得て大笑をしけるぞぞ。

又吉原雑話に云奈良茂ある時。友人の相方のもとへつき合にて  
 行とき。蕎麥箱たゞ二つもたせ行けるに。あまりに輕少なれば。  
 友人其外までそばをたつねければ。其日一日前より申付。吉  
 原五町。山谷田町。其の他近邊の蕎麥屋のこらず買上げ。たゞ  
 二つのそばを持行趣向に。奈良茂がみな買上げし故。一向な  
 りけるとなり。

○火災の流言

文政七年二月八日には。靈巖島の邊に火災あるべきよし。誰い  
 かどなく。正月の末より流言しけるが。此妖言の如く。同日夜  
 六時半時過南新堀二丁目より出火して。漆橋際迄燒る。此時町  
 火消鬮争に及び。怪我人多く即死のものもありしよし。武江年  
 表に見えたり。

●龜島川の橋梁

方今龜島川に架設せる橋梁は五ヶ所にして。其の將監河岸と本  
 八丁堀五丁目との道路を聯絡せるを高橋とす。現在のものは鐵  
 製にて長二十六間四尺幅三間あり。明治十五年十月の竣成に係  
 る。次に川口町と水谷町の間に通するを龜島橋とす。元祿年間  
 の創架にして。現存のものは二十四年九月の竣功にて。長さ十  
 五間幅四間あり。次に靈岸島町と川口町の中間なる地元より。  
 日本橋區龜島河岸に架するを新龜島橋といふ。長さ十五間幅三  
 間あり。十五年三月の設成に係る。次を靈岸橋とす。富島町と  
 日本橋區茅場町に通するものにして。三十二年六月の竣成なり  
 長さ凡そ二十四間あり。次を元靈岸橋といひ。日本橋川に添ひ

本川の口に架設せるものなるも。方今は換架中に屬せり。

●富島町

富島町は。京橋區の北西端に在り。日本橋川を界して。日本橋  
 區に接し。三面水に枕み。中央に靈岸橋通の大路を通せり。  
 番地は。一番地より九番地に至り。八番地を欠けり。

◎町名の起原并に沿革

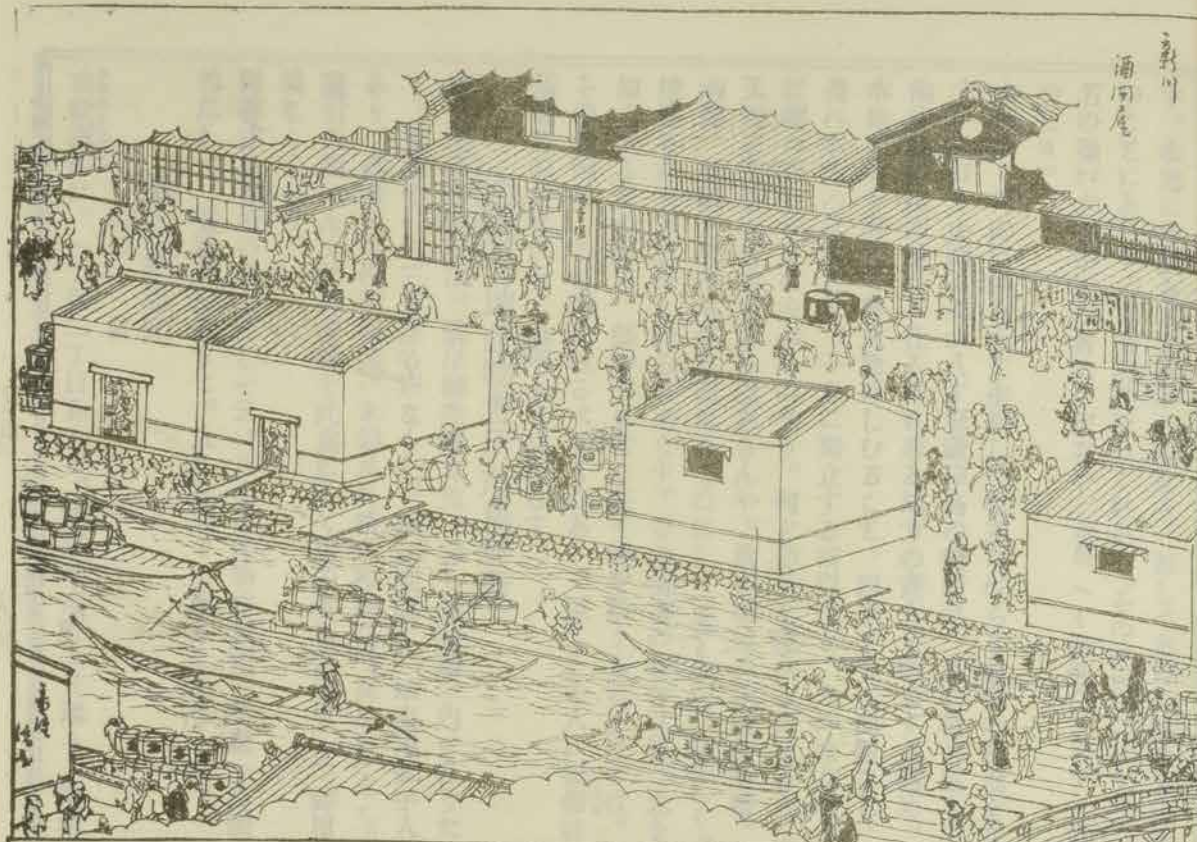
萬延元年改正の日本橋南繪圖を檢するに。一の橋南即ち龜島川  
 の河岸地に。富島丁一丁目。二丁目としるしあり。又武江年表  
 に。弘化二年三月靈巖島に築立地成る。後町屋を建て富島町と  
 號すとあれば。其の位置は全く今と異れり。現在の地に定りし  
 は明治五年なりといふ。

◎概況

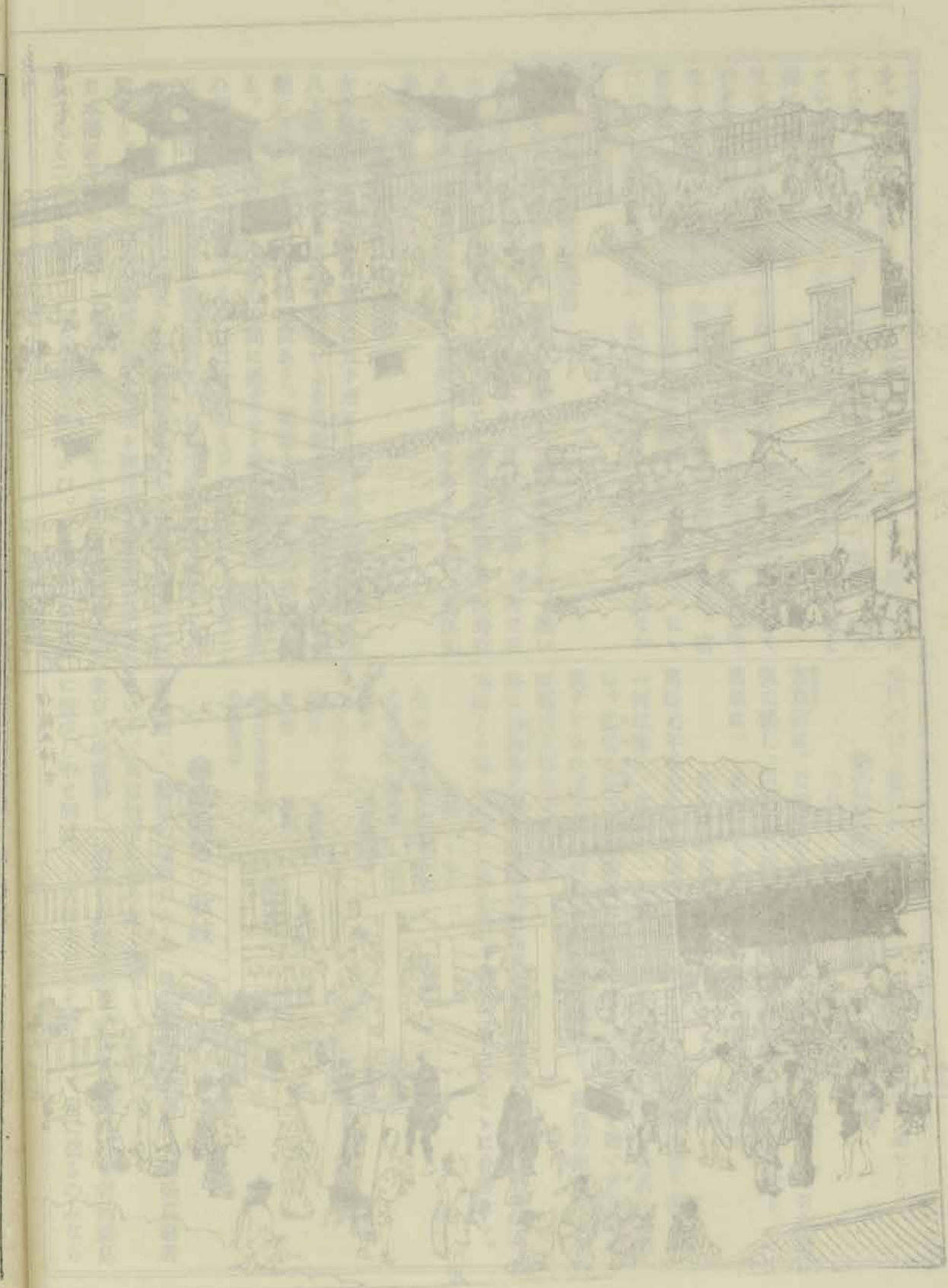
- 九三麥酒株式會社東京出張所
- 大黒屋千川平 備燒燗
- 時和亭 西洋料理店
- 大屋稻荷神社
- 松柳亭 客席なり
- 眞鶴樓 旅館
- 團子坂支店敷そば
- 毛塚回漕店

●蒔蕪島の歌妓

富島町に。藝妓の家數戸あり。世俗其の妓を稱して蒔蕪島藝者  
 といふ。東京妓情に左の如く記せり。  
 東京に蒔蕪島。治客も亦頗る多しとなす。然れども若蒔蕪島  
 に遊びしやと問ば。十八皆未だしと答へん。音に然るのみなら







す。本地に歌妓あるを訝かる程なり。而して本地に妓ある近年のことにあらず。幕府時代已にこれあり。その已に久しく有て。名の噪がざる所以の者は。何ぞや。妓奴へい御迎ひ。妓アノ直つたす。

本地は。何の目的ありて永續し。粗末ながらも妓街の體面をなすか。曰く小網町及び八丁堀靈岸島の船問屋。又は積問屋その他貨物の諸問屋へ。仕入れに來る地方の商人を馳走する爲め。本地の妓を聘して興を助けしむること。四季ともに間斷なし。是れ本地の永續して。一方に獨立する所以なり。夫れ地方の人は朝に來りて夕に去るものなり。何ぞ姿色を顧みるに違あらん又焉ぞ情事に奔走するに違あらんや。故に本地の歌妓は滑稽、洒落、所謂芝居の半道に似たるものにして。多く姿色に乏しく。技量も亦人を感じしむるに足らず。その情事の如きは嘗て之を知らざる者の如し。然れども席に在て興を助くるに至りては。その伶俐なること頗る取るべきものあり。但しその人に嬌媚は菊島の名に因みて他所より甚しとす。

●蝦夷地産物會所并島會所

蝦夷地産物會所は。靈岸橋際埋立地。即ち菊島の内在りたり。寛政十一年三月建る所なりし。武江圖説に。蝦夷地御手入あり。御奉行諸役人相詰。米穀其外諸色積被遺。交易有之て。鹽引魚類こんぶ其外産物を此處に於て望の者に御渡有之。御用場なりとあり。

●南新堀町

南新堀町は。一丁目二丁目ありて。湊橋の南畔より起り。南新

堀河岸に沿ふて東に延長し。豊海橋の東頭に至り。大川端町の一部と相對す。其の南は靈岸島濱町靈岸島鹽町と其の境を交へて犬牙錯雜せり。

- 一丁目 一番地より十四番地に至る
- 二丁目 一番地より十二番地に至る

◎町名の起原并に沿革  
南新堀町は。もと海濱に接したる一帯の茅原にして。湊橋の川筋も甚だ狭小なりしが。元和の末年更に開鑿して船路を便にし其の南北に市街地を設けり。是れ當町の起原にして。町名も亦其の地勢に隨て命したるなり。舊名主は七番組の富田平衛門なりし。

◎概況

- |     |                  |      |
|-----|------------------|------|
| 一丁目 | 興業貯蓄銀行(三十年十二月創立) | 二番地  |
|     | 八十四銀行(二十一年十一月創立) | 三番地  |
|     | 岩崎重次郎            | 六番地  |
|     | 内藤才兵衛            | 九番地  |
|     | 中央火災保險株式會社       | 十一番地 |
|     | 栗谷東京販賣店          | 十四番地 |
|     | 和田醫院             |      |
| 伊勢春 | 料理店              |      |
| 今源  | 全                |      |
| 二丁目 |                  |      |
|     | 浦賀船渠株式會社         | 一番地  |
|     | 長澤商會             | 五番地  |
|     | 澤本庄兵衛            | 全    |
|     | 伊阪米店             | 全    |
|     | 米穀問屋             | 全    |
|     | 石炭販賣業            | 全    |
|     | 肥料問屋             | 全    |

●日本商船株式會社

日本商船株式會社は南新堀町一丁目十番地に在り。明治二十九



年二月十一日の創立にして。資本金三十萬圓六千株とす。三十一年六月増加して四十六萬九千圓と爲し。九千三百八十株とせり。

當所は即ち本社にして。出張所は兵庫小物屋町に在り。而して船舶は鋼鐵汽船四隻を有し。總噸數五千七百二十四噸餘。神戸、門司、長崎より。清國牛莊、天津、芝罘、上海及び東京北陸諸港北海道に航路を開けり。

現在の株主は。三百三十名にして。取締役四名監査役二名を置く。其の人名左の如し。

- 社長取締役 説田彦助
- 取締役 高橋門兵衛 三橋基四郎 松下久次郎
- 監査役 三橋基藏 武田豊七郎

茶碗鉢店

一の橋北詰を俗に茶碗鉢店といひ。或は茶碗河岸ともいへり。瀬戸物屋の多く居住せるに因る。又隨見長屋とも唱ふ。そは川村氏の居宅ありしに因れり。

川村瑞賢の宅地

川村瑞賢(瑞賢砂子并に江戸名所圖會等に隨見)に作る。今新井白石記する所の畿内治河記奥羽海運記等に據りて瑞賢とせり。はむかし南新堀に居住せしといふ。

武江年表貞享年間の記事に云。此頃河村隨見南新堀一丁目へ移る。注に隨町へ入南角より靈巖島半町一圓に住居なり。河岸に土藏四棟藏より川岸五間の通り道。丸太矢來土手に芝を伏せ。裏門南新川也。表門は濱町通りに開く。居宅瓦葺土藏造なり。明曆火災後町屋瓦葺御停止となりたれど。隨見がやしき計りは御免ありといふと見ゆ。

これにて其の居宅の壯大なるを知るべし。今野史第二百四十九

卷武臣列傳に載る。川村瑞軒の傳を左に掲げて。其の人となりを示すべし。

川村瑞軒。初業車方。稱十右衛門。常爲人傭夫。業耕作。

瑞軒質性宏濶。才智無倫。或時奮激欲赴畿邦決安危。估卻資財。獲金二三方。出往小田原驛。逆旅有一老翁。談話間所以赴上國。以故告。翁嗤曰。子今去東府華境往上國。恐非計矣。吾鑒子骨相。有大起家室之相。宜回府下努力。十右信翁言。乃歸江府。過品川時。七月孟蘭盆後。瓜茄子多漂流崖下。乃舉錢乞丐子拾收之。備桶鹽漬瓜茄子。自荷至作室售之。衆傭夫競求盡之。他日往復以賣。性敏捷。遂與下吏相面識。請爲日傭長。指揮衆拔群。諸吏傳稱。得金若干。更造家宅於府下。多蓄管家皂隸。大設宴享於行老比隣。視寬濶。貯金殆盡。毫不屈撓。未幾府下火大起。延燒未消。家宅亦灰燼。僅懷餘金。夜以繼日。到木曾山訪肆翁。門內見兒童遊。戲取小段金三。穿穴貫紙綿以與兒。入見主翁告急。多求材木。主翁領諾。盡定價金。押極印。府下材木多火。價騰貴日甚。木商馳往木曾。請求材木。初十右定價押印。適求其他。莫有餘材。盡賴十右以得材木。於是十右忽得數千金。歸江府大造家室。起業。承作上下土木。益得多金。名著一時。削髮號瑞軒。出入諸有司家。累萬金。頃日增上寺鐘樓成。每撞動搖。其誰首延而不克有。復作之費用夥多。未果。瑞軒所量不充半金。乃託之。瑞軒挈傭夫三三十到。令近隣穀戶曰。多欲買米。定價盡輸增上寺鐘樓下。穀戶爭輸之。乃藉米苞於樓下。載鐵于苞上。又加苞。復舉鐘。獲奉數回。逮其程。鈞龍首。而後諭穀戶。加米五升。估苞衆商乃收去。又增上寺本堂棟葺碎壞。下命將修補。費亦不貲。瑞軒復領諾。費不給他三分之一。時春

候。蹶東風到。上風驚超棟上。乃墜之堂後。系跨堂棟。線之更繫壯繩數回。率巨綱二條前後樹株繫縛。加以橫桁作繩梯。修補如故。才智敏捷率類于此。或聞人承作獲金。則已如得之。設酒

散出市廓則逮傭夫。被其澤。金銀自馳驅天下。或是以悅。豈以一己利潤爲娛耶。幕府召賜慶米一百五十包。養髮更稱平太夫。子孫住幕府。瑞軒天縱奇才。能辨地理察未萌。莫日不中。嘗受命於大坂安治川口川邊。運土砂積作阜。名曰波除山。世稱曰瑞軒山。瑞軒語人曰。歷二十年爲平地。又二十年成田。果如所言。又州州三頭淀川長柄中津三河分流。每洪水岸崩水逆行。府命修築數回。會洪水崖壞。田園流腐。民舉悲歎。瑞軒于役過此地。衆民哀請防水災。乃檢點水流。問邑多少。乃令日每邑十五歲以上六十歲以下。人各取青竹一本。來插三頭口。他日恰如生簍。歷月成淵。土砂堆成。殆埋竹。適瑞軒歸自役。後復命益加竹。淵沙積作一大壘。而後雖洪水遂免崩壞之害云。

靈岸島濱町

靈岸島濱町は。南新堀一丁目と靈岸島四日市町との中間に在る。東の方靈岸島鹽町と相對し。道路は中央を貫き。又南方にも通せり。

番地は。一番地より十八番地に至る。但十四番地より十六番地までは缺けたり。

此名の起原并に沿革

靈岸島濱町は。今の元濱町の處にありしを。濱町堀を開鑿せし。除。其の代地をこゝに給ひ。更に靈岸島の三字を冠稱して。今の名に改めたり。舊名主は清水一太郎なりし。

概況

一番地に萩原與兵衛といへる肥料類問屋あり。又三番地に東京問屋組合事務所ありて。田中庄助氏之を幹宰せり。

靈岸島鹽町

靈岸島鹽町は。南新堀二丁目と靈岸島四日市町の中間に介在し。東は大川端町に接し。西は道路を隔て、靈岸島濱町に面せり。番地は。一番地より二十五番地に至る。方今は一番地及び四番地より。七番地まで并に十四番地を缺けり。

町名の起原

靈岸島鹽町は。今の日本橋區に在りし大傳馬鹽町。俗稱オカツケ鹽町の代地にして。明曆大火の後ち。同所に防火線の土隄を築きし際。こゝに移轉し。これより今の名に改りぬ舊名主は靈岸島濱町に同じ。

概況

九番地に日本人造肥料株式會社あり。二十番地に青木商店ありて。石油機械油を販賣せり。

菅原東海翁僑居の跡

寛政年間菅原東海翁の僑居せしは。當町にてありき。翁通稱は文藏。東海は其の號なり。仙臺の人。常に儒學を教授し。憂國の人と稱せらる。翁毎朝早起東方微白に及び。歩いて海邊に到り。旭日に對して氣を吞む。又歳に菊花を蓄へ。每浴之を襖に包み浸して以て軀を洗ふ。年耆に及ぶ。四肢完固神明衰へざりしといふ。其の詳傳は載せて金陵遺稿に在り。

靈岸島四日市町

靈岸島四日市町は。一ノ橋の北畔に起り。北新河岸に沿つて東に延長し。三ノ橋に至る。其北方は南新堀一丁目の一部及び靈



岸島濱町并に鹽町と其の界を交へたり。番地は。一番地より十八番地に至る。

◎町名の起原

靈岸島四日市町は。もと日本橋區江戶橋際（江戶橋）の四日市にありしが。明暦大火後其の河岸に土手藪を築きしより。市家をこゝに移轉し。靈岸島の三字を冠稱することとなり。里俗に此處を北新川と唱へ。其の河岸地を今は北新河岸と稱せり。

◎靈岸島銀町

◎位 置

靈岸島銀町は。新川の南畔に在り。南新河岸に沿ふて東西に延長せり。其の一丁目は靈岸島町の東に起り。長崎町一丁目の道路を隔て、南に折れ。越前堀の溝渠を以て界とせり。其の二丁目は南に同溝渠を擁し。川口町に至りて止る。

一丁目 自一番地至十九番地

二丁目 自一番地至十四番地

◎町名の起原

靈岸島銀町は。本銀町の代地にして。明暦大火後同所に防火隄を新築するに當り。こゝに移轉せるなり。里俗に南新川と唱へ或は石川岸とも呼へり。もと三丁目、四丁目もありて圓覺寺屋敷をも含めり。武江圖説には南銀町と見ゆ。

◎概 況

當町二丁目十四番地に商船學校あり。(電話浪花二九八)遞信省の所屬にして。多く生徒を養成し居れり。方今越中島に校舎新築中なれば。其の詳細なる事歴は。他日其の地の條に於て記載すべし。

●新川の三橋

新川に架設せる橋梁は。三處にして。特に其の名を命せず。唯

一ノ橋二ノ橋三ノ橋と稱し來れり。一ノ橋は富島町と靈岸島町の道路を聯絡し。現在のものは木製鐵欄にして。三十二年三月竣功せり。二ノ橋は長凡そ六間あり。二十三年五月の落成に係る。三ノ橋は長凡そ七間にして袖あり。三十三年九月を以て新築せしもの。何れも木製とす。

●新川太神宮

新川太神宮は。南新河岸に在り。神殿大ならざるも。新築にしていと清淨なり。もと前岸即ち靈岸島四日市町に在りて。地域も廣く。拜殿等ありたり。よろしく江戸名所圖會載する所の圖を參看すべし。同書に。伊勢太神宮と題して云。靈岸島四日市町にあり。此地の産土神とす。伊勢内外兩皇太神宮を勸請し奉り。遙拜所とす。遷宮伊勢と同年なり。江戸鹿子には寶永中草創とあり。伊勢内宮の社僧慶光院比丘尼江戶參府の折柄。旅亭の儲の爲に此地を給ふとそ。

慶光院伊勢上人は。格式御門跡並に比せられ。紫衣を賜はりて御朱印地なり。始祖の比丘尼は。内宮建立の時より連綿として社僧たり。依て内宮の御師山本太夫は。始祖慶光院の子孫なる故に。今も彼寺の住持比丘尼は。代々この家より嗣侍るとなり。

按に明暦の江戸繪圖に。今所謂三の御丸の地に。伊勢上人の屋鋪としるせし所あり。此上人の旅宿なるべし。後に此所に遷させられしならん。

●新川の酒問屋

新川の名世に聞ゆるや久し。故に新川といへば。人皆酒問屋の本場たるを知る。新川は實に天之美祿の分配所たり。酒船の往來する。川流を夾みて左右皆問屋たり。酒庫相連なる其の數幾棟なるを知らず。凡そ酒問屋は下り酒地回り酒の二種に區別し

下り酒は寛文貞享年間下り酒酢醬油問屋と稱し。人員八十名あり。十組仲間に加り。寛政年間總員三十八名となる。文化年間十組員仲間制定の際。株式を定め。下り酒問屋酢醬油問屋と稱し。天保十二年株式を廢し。嘉永四年に至り。再興す。又地回り酒問屋は從來定員なし。天保十二年株式を廢し。嘉永四年再興せり。而して明治以降は北新川南新川茅場町を三組と唱へ二十二年より東京清酒問屋組合と唱へしが。本年に至り東京酒問屋組合と改め盛んに其の營業を爲せり。彼の地回り酒。即ち關東より輸入するものを取扱ふ問屋も亦若干あり。此は酒類問屋組合と稱せり。總て酒の相場は拾駄(二十樽)を以て何程と定る例なりといふ。

酒問屋組合人名

- 日本橋區南茅場町十番地富士西商店支配人 山口 豐 助
- 同十三番地富士本商店小西利右衛門出店支配人 前田 藤 兵 衛
- 同 十六番地 升本 喜 八 郎
- 京橋區南新堀一丁目十一番地 殿 田 彦 助
- 同二丁目二番地 伊 坂 市 右 衛 門
- 同區靈岸島四日市町一番地寺島林之助後見人 菊 本 林 造
- 同二番地廣岡助五郎後見人 廣 岡 五 郎
- 同 六番地 山 縣 八 重
- 同 七番地山星鈴木商店出張店 小 島 清 兵 衛
- 同 十一番地 鹿 島 乃 婦
- 同 十二番地日本酒問屋 會社々々長 渡 邊 徹

- 同 十七番地中井新右衛門出店主 高 木 藤 七
- 同區靈岸島銀町一丁目十五番地 鹿 島 利 右 衛 門
- 同 七番地 三 橋 甚 藏
- 同 二丁目三番地 中 村 又 作
- 同 五番地 三 橋 甚 四 郎
- 同 六番地鈴木忠兵衛出店主 柿 木 源 次 郎
- 同 七番地山田五郎助出店主 竹 本 新 助
- 同 十番地 高 橋 門 兵 衛

東京への輸入酒

東京は。帝國第一の大都市にして。人口も幾むと二百萬に近く實に繁華の集點といふべし。其の住民は常に飲食に奢り。清酒の需用も亦帝國第一の多きに居れり。

東京に輸入して一般の飲用に供する清酒は。下り物即ち攝州灘(西の宮、深江青木、魚崎)尾張(半田龜崎邊の者尤も多し)此に次ぐは三河及び伊勢の醸造にして。此の外は關東の造酒なり。

輸入酒の數額

從來當地に輸入する酒類は。巨額なるものにして。寛政享和撰要集(十五)載する所。寛政三年九月二十日の書上にも。上方より年々入込高凡百拾萬樽餘と酒屋相唱候由。右之外在々より入來候分共江戸表一ヶ年潰高夥敷事に可有とあり。其の後寛政七年より享和元年に至る七ヶ年入津額の調査を見るに。實に左記の如くなりし。

- 六百五拾萬六千七百拾六樽
- 内 五百七拾萬八千七百拾六樽 下り酒
- 七拾九萬七千九百三拾六樽 地回り酒
- 平均一ヶ年額
- 九拾二萬九千五百三拾樽餘
- 内八拾一萬五千五百三拾樽餘 下り酒



是を以て幕府執政時代に於ける景況の一斑を知るべし。

記者は近時の輸入額を知らむと欲し。靈岸島濱町三番地東京酒問屋組合事務所に就き。公用留を點檢せしに。左の數額を記載しありたり。乃ちこゝに抄録すべし。

明治二十七年

清酒六十六萬四千五百七十六樽  
味淋 九千四百四十五樽

同 二十八年

清酒六十八萬七千六百二十三樽  
味淋 一萬七千七百三十七樽  
燒酎 二百六十七樽  
同瓶入 一萬零四百四十四個

同 二十九年

清酒七十六萬二千五百五十五樽  
味淋 一萬二千八百八十四樽  
燒酎 五百二十一樽  
同瓶入 七千四百零五個

同 三十年

清酒七十二萬六千二百十樽  
味淋 九千八百五十七樽  
同瓶入 四百零二個  
燒酎 百八十二樽  
同瓶入 四千八百零一個

同 三十一年

清酒六十七萬六千五百零五樽  
味淋 八千三百十四樽  
同瓶入 三百九十四個  
燒酎 八十一樽  
同瓶入 七千六百四十九個

幕府執政時代より其の數額の稍々減少せるは。麥酒等の行はるるに原因するならむか。

清酒輸入の起原

清酒は。後陽成天皇の文祿、慶長の際に起原す。而して其の初め攝津國川邊郡瀧池村の山中某といへる者。僅かに五斗乃至一石の酒を醸し、荷擔行賣せしに。需用者漸く多きを以て。醸造の石額を増加し。二十石乃至三十石に至るに及び。遂に馬に駄し。之を江戸に輸送行賣す。當時一馬に駄するに四斗入二樽を以てす。後世酒樽二個を一駄と稱する者はより始る。江戸の益々繁昌するに隨ひ。需用愈々多く。大に其の利を獲て。富巨萬を致せりといふ。之に繼ぎ起る者を猪名寺屋升屋と爲す。共に同郡伊丹に居る。之を伊丹酒の始とす。而して又同國豐島郡の池田、武庫郡の西宮、兵庫、今津、菟原郡の各村(之を灘酒と稱す)亦繼て起る。其の船船を以て江戸に輸送するは。池田の満願寺屋といへる者を始とす。又純粹の清酒と爲せしは。寛文延寶の際にして。其の以前は唯飯糰を以て漉するのみなりしといふ。

喇酒會

喇酒とは即ち聞酒(漢名試酒)にて。酒の佳否を味ひ試るを云ふ。仲買商は毎年春秋の二季を期して。某酒樓に此會を開く。凡そ午前九時三十分に始まりて。午後四時に終り。直ちに懇親會に移るを例とす。今其の景況を聞くに。會場の入口には。白縮緬の旗を交叉し。樓下高臺の前には。酒問屋組合正副頭取。其の他倉元荷主等の諸人椅子に倚り。綠先に多數の聞酒を陳列し。來會者の充るを待ちて。會を開く。樓上には其の正面に。各寄贈品目及び各番組の酒銘結果を貼出し。終りに優等者に對し。夫れく授賞し。本會の終了を告ぐ。賞品は大抵銀杯、木杯、陶

杯なり。又職員には。會長、會計、應接掛、優評受賞者取調掛寄贈品取扱掛、票調査掛(第一より第七)會場取締、相談役あり。毎年甚た盛況なり。

新川に關する狂歌

狂歌江都名所圖會載する所の諸詠中。新川の景況を見るに足るものあれば。其の二三を左に掲ぐ。

百藥の長たる酒のなが口もふくみほき出す新川の店

新川は下戸の建たる藏はなしいつれ上戸か目あてなりけり

酒問屋家かふりをや取引も右や左のみな旦那さま

新川のつは者なれや鬼ころし三星うちし樽の曲持

き、酒もする新川の大問や小判の耳々揃ふ身代

新川に名にお酒の大關や呑口も猶つよき劍菱

大川の口より入りし酒樽を藏のしりから出す新川

酒店の軒を並へし新川に狸々庵といへるそは見世

此等の狂歌は。皆其の實況を詠したる者にして。狸々庵の如き今尙ほ現存せり。

●長崎町

◎位 置

長崎町は。一丁目二丁目あり。其の東北は靈岸島銀町一丁目に界し。南は川口町と東湊町一丁目の一部に連り。西は靈岸島町に接せり。其の區域參差出入して整一ならず。

一丁目 自一番地至十四番地

二丁目 自一番地至十一番地

◎町名の起原

長崎町は。中橋なる桶町と鍛冶町の間。即ち南大工町の處にありしが。明曆火災の後此地に移り來れるなり。町名の基く所詳かならずと雖も。日本橋區に當てありし紅毛人旅宿長崎やの

如きものありしに因れるならむといふ。

●大川端町

◎位 置

大川端町は。永代橋西詰の左右に分立特在して。稻荷河岸を擁し。四面に道路を控へたり。

番地は。一番地より七番地に至る。四、五の兩番地を缺けり。

◎町名の起原并に沿革

大川端町は。其の名の如く全く大川に瀕するを以てなづく。もと北新堀の續きなりしが。舊幕府御船手の組屋敷となり。こゝに代地を得て移轉し。其の地は南新堀の續きなるに拘はらず。北新堀大川端町と唱へしを。明治五年北新堀の三字を除去し。今の名に改めたり。其の河岸地を稻荷河岸といふ。稻荷の小祠今尙ほ存せり。もとは一番組の名主濱野卯十郎の支配にてありき。

◎概 況

七番地に東京灣畔株式會社ありて。盛りに回漕業を營み。又稻荷河岸九號地に。東京巡航株式會社ありて。絶えず乗人船を發航し。美よしといへる鳥料理店もこゝにありて乗客の枵腹を醫せり。

●永代橋

永代橋は。東京大橋の一にして。靈岸橋の通り即ち大川端町の地先より。深川區相川町に架せり。市區改正の經畫に基きて。明治二十七年六月始めて工事を起し。三十年十一月に至り落成す。東京府技師倉田吉嗣氏の設計にて。其の構造は鐵製トラス形なり。長さ百間二合幅員四十六尺にして。經費實に八萬三千六百五十八圓なりといふ。

舊永代橋は。日本橋區北新堀町より深川區佐賀町に架したり。



其の名稱の起原沿革等は。日本橋區の部に詳記し置きたれば。こゝに贅せず

名稱

永代橋は舊地より南に轉し隣區に移りたるまでにて。依然として古の永代島に架したるものなれば。其の名稱をば改めざりしなり。深川に面して「えいたいはし」と鐵格に鑄出あり。永代の假名は「えいたる」なるにをいと誤りたれば。落成の當時非難の聲高かりしが。今に至り改鑄せず。

開橋式

開橋式は。落成の翌月即ち十一月十日を以て執行したり。當日は橋の東西兩口に大鐵門を設け。黃菊の群英を集めて。祝開橋の三字を表現し。左右に無數の國旗球燈を吊し。橋より數間を隔てし左方には。鹿島本店より出せし積樽を飾り。又向ふ通りには軍艦を模造せし永代艦ありて。そが甲板奏樂の聲洋洋として起り。此と相並ひて新川各酒問屋より寄附せる振舞酒場あり。深川洲崎等に於ても國旗球燈を出し。種々の飾物を爲し。川中には碇泊の小蒸氣船各自飾旗を掲げて。何れも盛況を競へり。午後一時頃より煙火を打揚げたれば。益々景氣附きて。四方より群集せる觀客雜沓し。橋畔の廣場も爲めに立錫の餘地なきに至れり。當日は深川區東大工町の岩出惣兵衛の一家三夫婦が渡初をなす豫定なりしが。適く病に罹りし者ありしに因り。見合せとなり。一時三十分頃東京府土木課長の先導にて。岡部府知事を首め來賓一同西より東に向て渡り。深川區の有志者之を迎へ。東口の休憩所に入り。暫時休憩の後。かねて準備せる二艘の五丈力船に搭乘し。水神丸と記したる旗を掛て。水上警察署の砲艇に圍繞せられ。橋下を繼て往來し。機橋より多少の休憩所(西口)に入り。こゝに其の式を終りたり。此間待ちに

待ちたる數萬の大衆は。埒を破りて押し渡らむと争て。警官制止するもなかなか鎮るべくも見えざりしに。橋の東西より赤黒の服裝したる樂隊奏樂しつゝ渡るを見るより。大衆一度にドツと押渡れるありさま。恰も大濤の激するが如く。其中に彼の振舞酒に酔ひ萬歳々々と叫ぶもの多かりしも一興なりし。但當時負傷者を出さざりしは。全く警官の盡力に因れりといふ。

○永代橋改築工事概要(及玉社同窓會誌第八十七號所載)

永代橋は。東京市區改正線路中麴町區大手町より吳服橋を経て。京橋區大川端町に達する一等道路と。深川區相生町より富岡門前町に通する二等道路とを連絡する鐵橋にして。舊永代橋の下流凡六十間の處に架せり。本橋は。同窓會々長理學士倉田吉嗣君の設計に成り。明治二十七年五月工事に着手し三十年十一月落成し。同月十日より交通を開きたり今同工事の概要なりと云ふを記さん。橋臺は。兩岸とも地質青色或は灰色の軟弱なる粘土なるを以て。基礎は悉く杭地形を用ひ。長さ四間餘末口七寸の松丸太を大約二尺五寸間に打込み。杭と杭との間は。割栗石を以て二尺の厚さに埋め。此上に結成石厚さ三尺を敷均して基礎となし。壹基礎の周圍は深さ十八尺の捨締切を以て圍み。以て基礎の傾斜を防きたり。結成石上には。根石三層を三尺の高さに積。其より以上は煉瓦を以て築造せり。隅石均し石其他の要部には。凡て相州本丁場堅石を使用せり。橋臺の高さは。平水面以上にて十二尺五寸。根石上端より二十六尺五寸。翼壁は長さ各十五尺。橋脚は。各二個の煉瓦沈井にして。外径十四尺内徑九尺の圓筒を圓心間の距離二十五呎に並列し。圓筒の内部は悉く結成石を以て填充せり。圓筒の上部は。從來の橋脚の如く。煉瓦拱を以



新川太神宮



新川の二橋





て接続せずして。頂上まで積上げ。別に鐵材を用ひて。圓筒の上部を相接続せしむ。之れ從來の橋脚は。煉瓦拱を以て上部を接続せし爲め。地震の際煉瓦拱に龜裂を生ずるの恐害あればなり。橋脚も上部及要所には。同様の石材を使用せり。各井の沈下は。各多少の相違あれども。大約平水面下八十五尺七寸餘に達す。之に平水面以上の部分十六尺を合すれば。百一尺七寸餘となる。

本橋は。三徑より成り。各單系三角式にして。前後兩端の構桁は。徑間各八十一呎六吋。中央の構桁は同二百二十一呎にして敷板上端に於ては。總長百間二合なり。構桁の高さは。前後の構桁は其兩端に於て二十一呎。漸次中央に向て高さを増し。中央に至て二十八呎となり。中央の構桁は其兩端に於て、二十八呎中央に至て三十四呎となる。橋幅は車道二十二尺七寸五分。人道各八尺二寸にして。全幅四十六尺なり。

本橋用鐵材は。軟鋼及び鍛鐵にして。其軟鋼の重量は。三百八十四噸一七一。鍛鐵の重量は。二十六噸五五二。其總重量四百十噸七二二。桁は椶材を用ひ。車道に於ては二尺間に十一通り人道に於ては。二尺七寸間に各四通りにして。車道中心に於て。高一尺幅八寸角を使用するの外。凡て高一尺幅五寸角を使用せり。敷板は總て椶材を用ひ。人車兩道ともに。二重張りとし。車道には厚さ二寸五分と二寸のものを用ひ。人道には厚さ二寸五分と一寸五分のものを併用。車道面には中心より左右へ向て五十分一の勾配を附し。人道面には各外方に向つて三十三分一の勾配を附す。

左右人道面は。其下に水道鐵管内徑十八吋の者を各一本づゝ布設するの必要より。車道面に比し。殆んど七寸五分高くせり。而して左右人道とも車道に近き部分は。通して上蓋となし。何

時にては鐵管の布設及修繕に便ならしめたり。橋脚は橋臺より三尺五寸高くしたり。之れ一は通船の爲め。一は橋臺と道路との取付の爲め。二者の便を圖りしに依る。故に中央の橋面は水平なれども。前後の兩橋は各橋臺の方向に五十七分の一の勾配を以て傾斜す。

橋の拱荷方は。兩端の構桁に於ては一平方呎に付。車道八十五封度。人道八十封度。中央の構桁に於ては。車道八十封度。人道七十五封度の豫定なりし。鐵材全部組立の後載荷試験を施し。兩端の構桁には。軌條千四百十六本。(重量三百六噸八分)を中央の構桁には。同千三百二十二本(重量三百五十二噸八分)を以上の割合に載列し。各二回載荷力を試験し。軌條滿載の度毎に。其撓度及伸長を驗したるに。兩端の構桁に於ては。中央にて撓度一寸五分五厘。徑の伸長六分八厘にして。軌條撤去の後漸次原形に復せるを見る。

本工事の工費豫算額は。十五萬圓にして。其精算額は十四萬三百八十七圓八十七錢三厘なり。此精算額を内譯すれば左の如し。

|            |           |
|------------|-----------|
| 橋臺築造費      | 二〇八三二、〇八六 |
| 橋脚築造費      | 二六三〇七、三四〇 |
| 上部架設費      | 二四五〇〇、一七二 |
| 鐵材組立費      | 六五四二、四六八  |
| 載荷試験費      | 六八四、五九〇   |
| 鐵材試驗費      | 一六二、〇六〇   |
| 鐵材購買費      | 四三六五三、二三〇 |
| 同 製作費      | 一六三六四、五三一 |
| 裝飾及橋名年號製造費 | 九八五、〇〇〇   |
| 雜 費        | 三五五、三九六   |



○享保年間永代橋を廢するの議あり  
永代橋に關することは。嘗て日本橋區の部舊橋址の條に詳記せしか。更に發見したる事實あり。そは當橋の一時廢せられむとせしこと是なり。橋梁に對しては一大事なれば。之をこゝに記載し置くべし。

享保四年三月。永代橋新大橋大破の際。一ヶ所毀撤すべきの命あり因て兩町奉行并勘定奉行吟味後協議の後。左の如く上申せり。

覺

一永代橋新大橋の内一ヶ所。取拂ひに相成候義。見分の上丁管仕候處。永代橋は取拂。新大橋は差置れ可然奉存候。新大橋は本所中分而御座候。火事等の節兩國橋往來障はり候節は。自由宜しく可有御座候。永代橋は新大橋より往來多く相見え候得共。御取拂に相成候は。新大橋より往來可仕候間差障り有間敷奉存候以上。

- 中山 出雲守
- 大岡 越前守
- 丸毛 美濃守
- 鈴木 伊兵衛

此事府下に傳ふるや。人皆驚かざるはなし。殊に深川の市人は關係最も大なれば。訴訟して永く之を保存せむことを請へり。

乍恐以書付御訴訟申上候  
一深川町人共申上候。永代橋大破仕候に付。御修復の義願ひ奉り候處。右御橋近々御取拂被遊候旨被仰渡奉入候當所之儀は御當地湊にて。江戸諸問屋諸商賣人日々入込み往來仕候處。右御橋御取拂被遊。橋斷絶仕り渡舟に罷成候へば。

深川中は不及申江戸町々の者。平生往來殊に風雨満水の節は。別而難義に罷成。其上急火大の節立のき候男女諸人。ひいと難義仕候に付。乍恐私共奉願候は。御慈悲に唯今迄有來候右御橋。其儘差置せられ候は。右御橋之義永々深川町人并江戸町々へも申合せ。斷絶無之様可仕旨御慈悲を以聞召しさせられ。諸人の御救ひに奉願候通り其ま、差置せられ候は。難有奉存候以上  
享保六年丑三月 深川町々 惣町人共

●靈岸島町

◎位置

靈岸島町は。新龜島橋の東畔。一の橋の南頭に在りて。西は龜島川北は新川に枕み。東は靈岸島銀町の一部と長崎町とに接し南は川口町に對せり。

◎町名の起原並に沿革

靈岸島町は。靈岸島の中に於て最もふるき市街地なり。江戸總鹿子名所大全に云。日本橋より十町餘辰の方。れいがん島草分の町なり。深川靈巖寺未此所にありし時の門前町なる由。材木屋あり。とき船あり。隨見長や在り。瀬戸物店あり。以て證とすべし。又俗にトキヤ町ともいへり。江戸砂子に。之を解していふ。ときや町。靈岸島町の俗稱。船大工多し。船具を作

◎位置

東湊町は。越前堀の南畔に在りて。其の西北の一部は。同町の西角に當り。其の東は新船松町に接し。南は將監河岸を控へて。高橋に通し。西は道路を隔て。川口町に對し。北は長崎町一丁目に連りたり。

- 一丁目 自一番地至二十九番地
- 二丁目 自一番地至十八番地

◎町名の起原

東湊町は。本湊町に對し。其の位置よりして名けたるものなり。二丁目を里俗に勘左衛門屋敷と唱へたるよし。舊名主は七番組遠藤七兵衛なりし。

◎概況

當町には。問屋類の巨商多し。其の主なるものは。中央肥料商會、名護屋、西宮、廣屋、麻屋、島屋、桐屋等あり。その他湊稻荷神社、私立垂珠高野小學校、都印刷合資會社、東京汽船尾崎同漕店あり。

●湊稻荷神社

湊稻荷神社は一に惠比須稻荷神社といひ。もと惠比須前稻荷といひしよし。東湊町の東邊に在り。もとは今の將監河岸にあ

りしといふ。江戸名所圖會に云。惠比須前稻荷祠。靈巖島東湊町の南高橋の北詰人家の間にあり。(別當は天台宗にして普門院と號す)昔は向井家のやしきにありしか。海賊橋より引移られし頃。宮居を構の外に出されしとぞ。此所をゑひすの宮前又姪子前と唱へはへり。

古老云。昔此地より鐵砲洲築地へかけて一圓の海なりし頃は。此所彼所に出洲のみあり。此邊の洲に芝海老といへるも

り古船を解こぼつゆへにいふか。とき河岸ともいふ。江戸町鑑には。靈岸島町一ノ橋東五軒店。里俗檜葉川岸瓶川岸と唱へて見ゆ。皆其の實況に就て呼び來れること明かなり。今は其の地勢むかしと異なりて。一ノ橋北東の地は。四日市に併せられしと。舊富島町二丁目の一帯を合有せり。

◎概況

當町には瀬戸物店多く我衣に據れば天和より正徳までは伏見屋六兵衛、伊勢屋清左衛門、白子屋甚兵衛、阪本三右衛門、北川一郎兵衛、辻佐助、花澤清右衛門、永澤傳左衛門、石橋伊兵衛等の商店あり今尙ほ其の遺風を保ちて清水武兵衛等陶器を鬻き居れり

●川口町

◎位置

川口町は東の方東湊町一丁目に對し。南は將監河岸の一部に接し。西は龜島川に臨み北は靈岸島町と長崎町の一角に連れり。番地は。一番地より三十一番地に至る。但十一番地を缺きたり。

◎町名の起原

川口町は。湊よりの川口なれば名く。一書に當町はもと築地門跡の邊に在りしか。元禄十二年兩國横山町なる矢之倉を築地に移せしに因り。爰に代地を給せりとしるしあれど。元禄六年に成れる。温清軒の江戸圖に今の東湊町へかけて。明かに川口丁と署したれば。其の説は容易く信し難し。明治五年富島町一丁目を併合せり。

◎概況

十四番地に伊勢屋(水油卸商)、二十三番地に養老組商會(西洋酒問屋)あり又八雲といへる西洋料理店あり。

●東湊町



の多く集る故に。漁人字にえひの洲と唱へ。其洲崎にありし  
稻荷の宮なるをもて。海老洲の宮とのみよひならはせしか。  
後世誤りて蛭子神に混し又夷子に轉し。いよく附會せしな  
りとぞ。この説もありなかし。

武江圖説に。惠比須祠。靈岸島湊町。此所をゑひす宮前と云。  
稻荷祠同所、ゑひす前いなりと云と見ゆ。かゝれば惠比須の祠  
も後にはありしや。

●將監河岸

將監河岸は。新船松町の南岸に起り。東湊町二丁目に沿ふて龜  
島橋に至る一帶の河岸にして。其の半は龜島川に枕し。其の半は  
大川の入口即ち龜島川櫻川の出口に沿ひたり。向井將監の舊邸  
に接するを以て此名を附せり。其の西端に京橋警察分署あり。

●高橋

高橋は龜島川の出口に架し。本八丁堀と東湊町との往來を聯絡  
せる橋梁にして。現在のものは。長二十六間四尺幅三間あり。  
鐵製にして赤羽工作分局の製造に係る。明治十五年十月を以て  
竣功せしものなり。

●越前堀

◎位置

西南は東湊町二丁目及越前堀の殘渠を隔て、新船松町に堺し、  
西北は東湊町一丁目と靈岸島銀町一丁目に連り、東北は同銀町  
二丁目と境域を劃し、東南一帶の地は、大川口並に東京灣に臨  
めり。町内を二分して、

- 一丁目 自一番地至十番地
- 二丁目 自一番地至七番地

◎町名の起原

もと松平越前守中屋舖の地にして、周圍に構堀あり、世に越前

堀と呼びにき、越前守が堀の意なり。明治五年、因みて這箇の  
町名を加ふ。又、大川より東京灣に面する一帶の地を越前堀河  
岸と稱す。

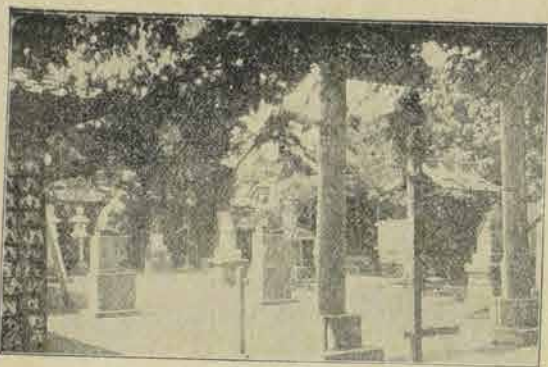
◎概況

一丁目の地は、全く市店にして、神社、佛殿、學校等其の間に  
介在せり。二丁目は水路の便あるより物揚場として、莫大なる  
倉庫の數は、縦線横線を劃して並列せり。海岸には西洋形蒸汽  
帆船船常に碇泊するを見る。

- 營土山圓覺寺 一丁目一番地。府内八十八ヶ所第十三番。
- 株式會社越前銀行 同 同番地。
- 田宮神社 同 四番地。
- 靈岸島尋常高等小學校 同 五番地。
- 靈岸島女子尋常高等小學校 同番地。
- 金刀比羅神社 同十番地。
- 株式會社三十三銀行 二丁目二番地。資本金七十萬圓、株數七千、頭取深川亮哉、越  
前堀倉庫 同番地。所有主原代九郎、貸倉にして、二百〇九戸前を有せり。河岸  
地は殆ど此の倉庫を以て填充せられつ二奇蹟なり。
- 帝國水産株式會社 同三番地。遠洋漁業を営む。
- 東京倉庫株式會社出張所 同六番地にあり。深川區小松町なる東京倉庫株式會社  
の出張所なり。明治三十三年、三井物産會社出張所の地所轉物を譲受く。地域千  
餘坪、倉庫八十七戸前。營業の目的は、料金を收めて貨物を保管す。
- 郵船會社船務出張所 同七番地。船二百五十艘を有し、貨物の運送をなす。
- 東京海産株式會社汽船發着所 越前堀河岸、水更津、千葉、八幡間定時航海。

◎越前堀

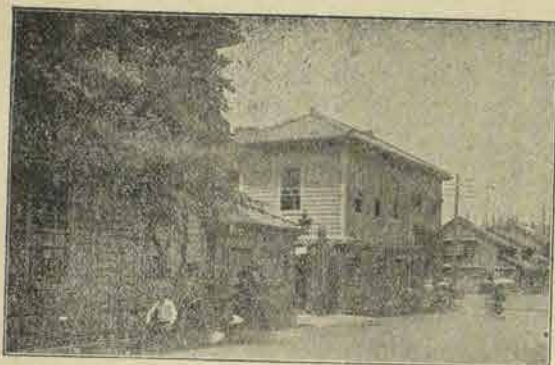
今の越前堀一、二丁目の地は、明治以前、越前國福井の城主松  
平越前守の中屋敷にして、周圍に構堀を鑿ち境界を劃したり、  
越前守邸の堀なるより、世俗之を越前堀と呼びき、されを寛永  
の江戸繪圖を見るに、松平伊豆くらやしきとありて、堀の形状  
を圖しぬ。越前守が新たに開墾せるには非ざる證に充つべし。



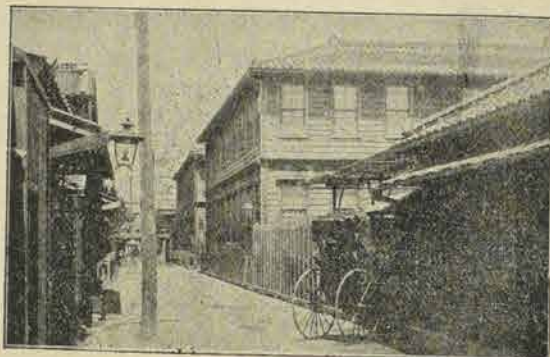
田宮神社



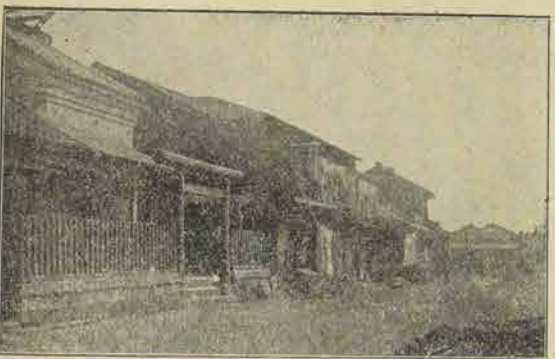
金刀比羅神社



東京商船學校



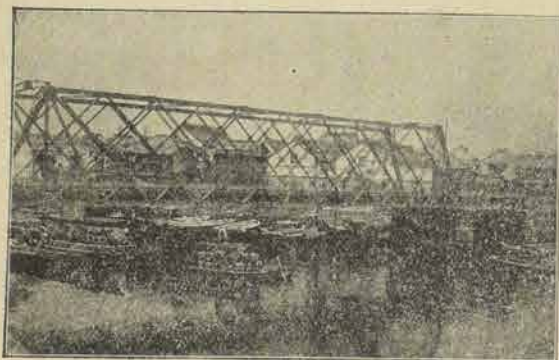
靈岸島尋常高等小學校



本八丁通



圓覺寺



高橋



月島新開地



越前堀は明治後、市區改正の爲め、其の大部分は埋填せられつ道路に變じたるも、猶ほ東北銀町に接する所、並に南の方新船松町に對する兩面に殘渠を存せり、回漕橋及榮橋は實に此の堀に架せり。

### ●回漕橋

越前堀二丁目より靈岸島銀町二丁目に通ずる海岸の木橋にして越前堀殘渠の運河に架せり。明治以後の新設にして架橋の際、側に回漕會社ありしより橋名に呼ぶと。

### ●榮橋

越前堀二丁目より新船松町に通ずる木橋にして、越前堀の殘渠入堀の口、海濱に架せり。現在の橋柱には、明治三十二年十二月成と刻せり。

### ●越前堀橋

越前堀一丁目より靈岸島銀町一、二丁目の間に通ずる木造の短橋にして、越前堀の殘渠たる溝川に架せり。現在の橋柱には、明治三十年十二月成の刻あり。

### ●醫王山圓覺寺

醫王山圓覺寺は、越前堀一丁目一番地に在り。弘法大師八十八ヶ所第十三番の札所にして、以前は靈巖島銀町にありしが、明治十二年回禱の後、當地へ遷座せられきとむ。舊記書類は悉皆灰燼に歸せしより今、追徵するに由なし。されど由緒ある古刹なれば、江戸時代の記録に存せり。

江戸名所圖會云、藥師堂、靈岸島銀町にあり、別當は眞言宗にして、醫王山圓覺寺と號す、本尊は三州鳳來寺峯の藥師と同本同作にして(理趣仙人刻する所なり)。大寶年間に造立ありしとなり(座像御丈三尺あり、鳳來寺藥師と稱し、又は橋本藥師とも稱せり)。此靈像は、もと高野山橋本の里にありし

を、慶長年間、當寺の開基惠生阿闍梨、此地に遷し奉り、後靈巖寺の境内に安ず、(深川靈巖寺の事なり、彼寺始此地にあり。萬治の後靈巖寺深川にうつる、其頃此藥師堂と稻荷の社のみは、此地に残しとめらるゝといへり。

總鹿子、藥師靈蹟の條に、鳳來寺藥師、靈巖島醫王山圓覺院三州鳳來寺峯の藥師同本同作と云傳ふ、いにしへ高野山橋本にあり、仍之橋本藥師とも云、故ありて元和年中、東武に守り來り、靈巖寺にあり、依之靈巖今の地に移る時、此本尊安置の地面、別に下し賜はり、今に靈巖島にあり、靈驗世人の知る所なり。

新編江戸志云、當本尊靈瑞光如來は、三州鳳來寺の藥師如來と同本同作にして、理趣仙人の彫割せる所なり、此尊像を此所に安置し奉る來由は、當寺の先住鳳來寺より移轉の時、靈夢を蒙りて供奉しけるとなり、故に當寺の山號を醫王山と稱ると此尊像を醫王善逝と申奉る也。

本尊藥師如來の靈像は、傳へて今に及ぶ。又明治前には境内に稻荷の社ありて、橋本稻荷と稱し、靈岸島の總鎮守にして、名聲遙かに藥師佛の上に擡びでたりき。

江戸砂子云、橋本稻荷社、れいかん島、別當醫王山圓覺院、三州鳳來寺峯藥師同作の藥師あり、よつて醫王山といふ。

方今は圓覺寺に作れど、當時は圓覺院と呼びし歟。

江戸名所圖會云、橋本稻荷社、同境内にあり、此所の鎮守とす社記云、神像は弘法大師の作にして(御丈一尺二寸あり)。山城國伏見稻荷明神と同本同作なりといへり。往古高野山の橋本の里に宮居を造りて安置ありしか、故ありて後、こゝに勸請なし奉るとなり。

新編江戸志云、橋本稻荷社、靈巖島總鎮守、別當(眞言宗高



野末) 菅王山圓覺寺。略縁起云、當社正一位稻荷の社は、そのかみ紀州高野山の麓、橋本の里に宮居まし、弘法大師の直作なり、其むかし大師入唐の内、筑紫に於て初て出現し給ひし所、その後歸朝の比、京都東寺御建立の折から、不思議に應現し給ふ所の尊像なり、然るに此靈巖島を往古中島と號せし時、神體を此社に移せしより、靈巖一島の鎮守とはなれり、靈巖應感のいぢしるき事、悉く縁起に見えたり。

明治二年、神佛混淆の禁令あり、こゝに於てか稻荷社を毀ちて佛殿に歸しぬ。

當所は明治以前、松平越中守中屋敷の一部分に屬し、寺院あるの地に非ず。靈巖島銀町とは、其の隣町の名なり。萬延の切繪圖を見るに、今の東湊町一丁目五、六、七番地邊に、白銀町とありて、稻荷、薬師と載せたり。越前守邸は構塙を設けて、隣然、町屋とは區劃を分ちたり、即ち越前堀とす。後年堀は埋填せられつ、道路を以て東湊、越前堀兩町の境界とせり。圓覺寺は北側より南側に移轉したるのみ。門前に弘法大師、御府内八十八ヶ所第十三番、安政六己未年云々刻したる石標を樹つ。門内、延命地藏大菩薩、夢金地藏大菩薩の二尊を合殿に勧請せり。近年修復する所たり。其の他大小數驅の古地藏尊は石に刻まれ青苔固く封じぬ。薬師堂は、三間四面、内陣同上、並に二間四方の土藏ありて、向拜に弘法大師の四字を題せる古額及阿波國大日寺寫の詠歌を掲げたり。風雨の浸潤する所となる。境内百七坪、墓地を有せず、毎月七日、十一日、廿一日は縁日とて、門前に露店を設け、賽客賑ふといへり。

**田宮神社**

田宮神社は、越前堀一丁目四番地に在り。祭神は宇迦御魂命かと訊ねしも、當主田宮フサの祖先とのみ、詳らかならず、又合

殿に四谷怪談の岩の靈とかいへるものを祀れり。如何なる事情ありてか、由來は秘して語らざる也。明治十三年、四谷區左門町四十九番地より當地へ遷座せりとかや。境内凡五百坪、周圍に石扉を築き、石造の門柱鐵扉を施せり。門内兩基の唐銅製の獻燈を置き、素木の鳥居あり、社殿南に面し、田宮氏稻荷大神の扁額あり。別に額堂二棟、本社に白狐社、豐元社。大祭は三月二の午日にして、毎月二十二日、二十八日例祭を營ひ、俳優、藝妓の参詣夥多敷門前に講中の待合茶屋二軒あり。

**靈巖島尋常高等小學校**

靈巖島尋常高等小學校は、越前堀一丁目五番地に在り。其の沿革を尋ぬるに、明治九年靈巖島鹽町に於て、民舎を代用して設立し、同年九月十六日開校せり。當時教員には、馬場吉人五等訓導拜命ありて、派出せられぬ。同十年五月、同人依願職務を免す、同七月中羽入都本本校四等訓導拜命、同十二年三月川日町に移轉す、未だ幾ならざるに、彼の泊屋町大火の際類焼の災に罹り、書類器具共に灰燼に歸せり、同年十一月羽入都二郎依願職務を免す。翌十三年二月、四日市町に於て假に民屋を借りて授業し、同十四年地を越前堀に下し、創めて校舎として新築したり、其の建坪平家建百三十三坪五合なりき。其の資皆當部内有志の寄附に係る。同十五年一月十九日清水衆之助本校長拜命。同十六年中校舎漸く狹隘を感じ、建坪八坪七合五合を増築せり。同十九年八月四日校長清水衆之助を以て職を辭す。同月十四日田中親厚本校二等訓導兼校長拜命。同廿二年六月校舍益狹隘を告げ、性々入學生を謝絶するに至る。依て二階建十九坪五合を増築す、然るに向きに新築せし校舎は、既に十數年を閱し、其構造方今の授業方に適せざるに依り、之を全部改築すると同時に、男女各其の教室を異にせむと欲し、區長大森敬

之、部内有志者と謀り、同廿六年十月區會の決議を経て、同年十一月工を起し、同廿七年四月全く落成を告ぐ、依て男女生を分離せり。其の男校に屬するもの二階建五十八坪八合八分三才、平家建十坪一合九分四才なり、教室十個此坪數百四十四坪九合一才六才にして、現時の校舎なり。

**靈巖島女子尋常高等小學校**

靈巖島女子尋常高等小學校は、越前堀一丁目五番地、靈巖島尋常高等小學校に接せり。明治廿七年四月廿日、靈巖島小學校の女生徒を分離して設立せり、當時在籍生僅かに五十二人なりき靈巖島小學校訓導兼校長田中親厚、本校訓導兼校長を兼任す、事務員も亦然り、同三十二年八月十七日午前二時四十五分、越前堀一丁目一番地より出火し、其の際校舎全部類焼せり、因て同年九月一日より直に男校各教室を共用して授業することとし其の筋の許可を得、時間を短縮し、男女生を午前午後に分ちて教授せり。同三十三年二月校舎再築の工を起し、同年六月竣工七月七日落成、開場式を執行せり。教室九個、此坪數、百二十五坪なり、而して校舎は總て木造にして二階建八十七坪三合三才餘、平家建四坪二合七才七才なり。

**金刀比羅神社**

金刀比羅神社は、越前堀一丁目十番地に鎮座す。無格社にして祭神、大物主神、崇徳天皇の二座なり。當社の由緒書に云、天保年間府下平民山岡吉右衛門の信仰にて、同人邸内に祭祀せし以來、追々信徒増殖し、明治八年十月、當地へ遷座し、同年十二月十三日、衆庶參詣許可。

- 一 本社 開口一間三尺 奥行一間半
- 一 拜殿 開口三間半 奥行三間半
- 一 神饌所 事務所 建坪十七坪五合

神前に二基の獅子狛犬を置く、臺石に寛政元己酉年六月吉日の銘を刻す。明治前には、此地松平越前守中屋敷たり。神社は明治八年、山岡吉右衛門といへるもの、自邸より遷座せりとなり、山岡氏の宅は同町四番地なりきと、これも記録に見ゆ。想ふに天保年間の草創といへるも、寛政は其の以前なり、狛犬の出所詳かならず、他より遷し置きたるにはあらざる歟。

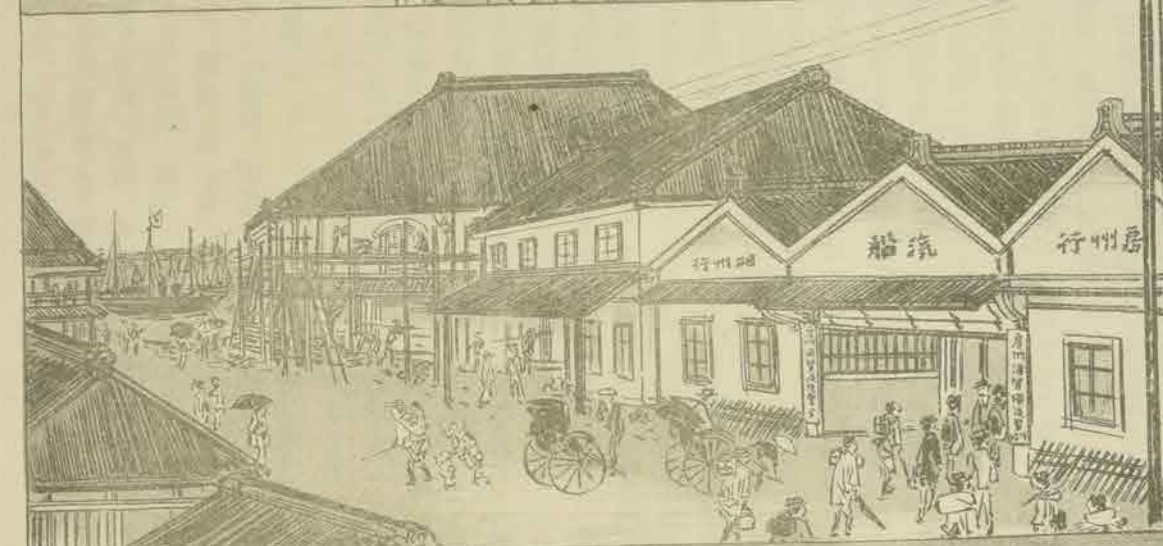
大祭は十月十日、小祭三月十日、例祭毎月十日、二十日の兩日なり。

**日本郵船會社出張所**

日本郵船會社出張所は、越前堀二丁目七番地に在り、洋風木造の平家造にして、回漕橋の袂に位せり。沿革は鹽町區八重州町なる本社掲出の際詳記し置きたれば、再び之を録せず。現今の建物其の他一式の用具は、明治十八年、三菱會社より引つきて、増減したるのみと。其の事業たる同社所有汽船横濱入港の報に接するや、小蒸氣船に十艘乃至二十艘の解を連繫し、直ちに現場に赴きて、大船の貨物を是等の運送船に移し、東京灣を横斷りて、大川に入り、永代橋下を過ぎ、左折日本橋川に浮び、駛走、江戸橋際なる同社の倉庫に輸送するなり。目下使用しつゝある解の數は、二百五十艘、内譯五大力船百五十艘、西洋形解(達摩船と呼ぶ)百艘の割合にて、別に小蒸氣船八艘を有せりと。凡そ東京灣内、八百艘と稱する解の三分一弱を占めたれば、業務の程度も、推測せらるべし。解係長は牧田龜吉氏にして、此等の船長、機關手、船頭、船練の屬を取給り居るといへり。

**帝國水産株式會社**





法船政署所及街市之圖

帝國水産株式會社、越前堀二丁目三番地に在り。其の沿革を聞くに、本邦は太平洋中に卓立し、四面環海、其海産に富むこと、歐米諸國に比して、敢て譲る所なし、就中、鰐虎、鰻、鮪、鯨、鯨類の鯨多なること、東洋第一たり、然るに、其洪利を收領するの道を講ずるものなく、偶々漁村の一小部落、若くは自家の生計に充つるに過ぎざりき。茲に於てか、河野主一郎氏主唱者と爲り、五六輩を勸誘し、時の有力者の賛助を得て、明治二十年晩秋の交を以て、一大水産會社を組織し、帝國水産會社と稱し、本社を東京に置き、支店を横濱、大阪、敦賀、長崎、函館、根室等に設け、以て大に遠洋漁業を營み、漁具の如きは専ら歐米諸國の新式に則り、之れが改良を企圖せり。然るに社會一般の形勢は、斯業を以て大なる冒険事業として、之れを度外視するの傾向ありしかば、發達上幾多の困難を惹起するに至れり、依て會社を函館に移したるも、當事者其人を得ず、加ふるに二十七八年役等の影響とにより、漁獲物の販賣上不利を重ね、一大改革を行ふにあらざれば、該會社を維持すること能はざる境遇に迫りたる折柄、水産事業に經驗ある鍋島喜八郎氏、大に斯業を振作するの意ありて、當社の社長となり、佐野渡氏に托して、専ら整理の任に當らしめ、本社を再び東京に移し、内は大に經費を節減し、外は着々事業の改良發達を期し、以て今日あるに至れりと。

◎新船松町

◎位置  
東北は越前堀の入堀を隔て、同町二丁目に界し、西北は東松町一、二丁目に隣り、西南は將監河岸に接し、東南は東京灣に濱し、佃島に對せり。一番地より十三番地に至る。

◎概況  
同町西及南は將監河岸にして、東京灣汽船會社あり、同漕業並に貨物取扱所多し。  
東京灣汽船株式會社、將監河岸、再築中なり。同所に三崎、下田、勝浦間行汽船發着所あり。  
東京灣汽船株式會社東京汽船尾崎運酒店共同事務所 同上、横須賀、浦賀、館山間行の汽船發着所にして、同行航海路のみ、汽船會社と尾崎運酒店と有限年月を以て、共同の契約を結びて組織せりと。  
寶屋 七番地 旅人宿  
梅屋 十番地 旅人宿

◎御船手屋舖  
方今の御船松町は、明治以前、御船手屋舖として、奉行職向井將監此の地に在りき。寛永の江戸繪圖を見るに、向井將監が屋舖は、今の日本橋區内を流る、楓川に架したる海運橋（舊名海賊橋、事由は海運橋の條に記載し置きたり。）の邊に在りき。又、船崎町邊に、むか井將監下やしきと見え。當所には、將監の番所と載せたり。靈巖島の尖端なれば、三面東京灣に面し、石川島に對し、灣内の風光一眸の下に落つ、幕府以て要害の地と認め、將監をして此の番所を扼せしめてき歟。御船手組は幕府の海兵團なり。元祿六年温清軒の江戸繪圖を閲するに、此の角地面に、向井將監とありて、海賊橋の邊には、其の邸を載せず、即ち舊番所が永住の屋敷となれるや知るべし。元祿八年版、大平武藏云、御船奉行、布衣、父將監、二千四百石、向井將監水主百人、八丁ほり。と見ゆ、八丁堀とは、此の界隈の總稱なりき。府内備考云、御船番所三ヶ所、一は靈巖島にあり、御船



手頭向井將監持、一は永代橋脇にあり、御船手頭梶助右兵門持一は濱大手内にあり、御船手頭室賀圖書持。又享保版江戸砂子靈巖島湊町惠比酒社の次條に、稻荷社、同所、あひす前のいなり云、此やしる、むかしは今の向井家のやしきの所にあり、向井將監殿、かいかくはしより此所へやしきかへありしに、當屋敷にも鎮守の稻荷あるにより、此稻荷をやしきの外へうつさる、と、從是、方今の地は御船手屋鋪となり、江戸名所圖會に川口の北に監船所ありて、船の出入を改めらる、と載せ、明治の初年まで、保を變せざりしが、邸址は市邊に編入せられ、新船松町のまを冒せるも、なほ、龜島橋より高橋を経て、海濱に達する龜島川の東岸一帯の地を將監河岸と其の名に呼ぶなり。

●東京灣汽船株式會社

東京灣汽船株式會社は、新船松町將監河岸に在り、明治二十二年十一月十五日の創立にして、東京灣内に於て各自に航海營業し來りし汽船主等が、競争の結果、其の弊に堪へず、遂に合同して株式組織を爲し、當社を設立したりとなむ。其の頃までは専ら東京灣内の航區に従事せしむ、爾後漸次擴張して、以て今日あるに至れり。資本金四十萬圓、所有船舶、汽船三十艘、總噸數三千四百七噸五七、日本形船十九艘、其の航路は左の如し。

- (一) 東京より千葉、八幡間
- (二) 東京より木更津、櫻井間
- (三) 東京より横須賀、浦賀間
- (四) 東京より浦賀、三崎間
- (五) 東京より横須賀、小久保、竹岡、金谷、保田、勝山、富浦、船形、那古、北條、
- (六) 東京より鴨川、天津、小湊
- (七) 東京より熱海、網代、伊東
- (八) 東京より伊豆各地、新島、

(九) 東京より警城、陸前、陸中 (十) 陸前鹽釜より陸中沿岸各港

◎沿海各港間

昨年下半年に於ける乗客、貨物の數を擧ぐれば、  
 乗客人員 十三萬八百四人  
 雜貨個數 七十二萬三千二百八十二個  
 魚荷個數 六十九萬三千二十三個  
 現在の會社建物は六百二十餘坪を有し、其の一部分は、改造工事中なり。當社專務取締役は、櫻井龜二氏とす

◎月島

◎位置

築地の南、一帯の海水を隔て、二箇の島より成る。佃島の西に位し、橋梁を架して兩島互に相通せり。南及西は渺茫たる東京灣に面し、朝夕海水の洗ふ所となる。島内を左の如く區劃せり。

- 通一丁目 自一番地至八番地。
- 同二丁目 自一番地至十二番地。
- 同三丁目 同上。
- 同四丁目 同上。
- 同五丁目 同上。
- 同六丁目 自一番地至八番地。
- 同七丁目 同上。
- 同八丁目 自一番地至十二番地。
- 同九丁目 同上。
- 同十丁目 同上。
- 同十一丁目 自一番地至八番地。
- 同東中通一丁目 自一番地至八番地。
- 同 二丁目 自一番地至十二番地。
- 同 三丁目 同上。



|   |          |                   |
|---|----------|-------------------|
| 同 | 四丁目      | 同上。               |
| 同 | 五丁目      | 同上。               |
| 同 | 六丁目      | 自一番地至八番地。         |
| 同 | 七丁目      | 同上。               |
| 同 | 八丁目      | 自一番地至十二番地。        |
| 同 | 九丁目      | 同上。               |
| 同 | 十丁目      | 同上。               |
| 同 | 十一丁目     | 自一番地至八番地。         |
| 同 | 同西中通一丁目  | 同上。               |
| 同 | 二丁目      | 自一番地至十二番地。        |
| 同 | 三丁目      | 同上。               |
| 同 | 四丁目      | 同上。               |
| 同 | 五丁目      | 同上。               |
| 同 | 六丁目      | 自一番地至八番地。         |
| 同 | 七丁目      | 同上。               |
| 同 | 八丁目      | 自一番地至十二番地。        |
| 同 | 九丁目      | 同上。               |
| 同 | 十丁目      | 同上。               |
| 同 | 十一丁目     | 自一番地至八番地。         |
| 同 | 同東河岸通一丁目 | 二、四、六、八番地のみ。      |
| 同 | 二丁目      | 二、四、六、八、十、十二番地のみ。 |
| 同 | 三丁目      | 同上。               |
| 同 | 四丁目      | 同上。               |
| 同 | 五丁目      | 同上。               |
| 同 | 六丁目      | 二、四、六、八番地のみ。      |
| 同 | 七丁目      | 同上。               |
| 同 | 八丁目      | 同上。               |
| 同 | 九丁目      | 同上。               |
| 同 | 十丁目      | 同上。               |
| 同 | 十一丁目     | 自一番地至八番地。         |
| 同 | 同東河岸通一丁目 | 二、四、六、八番地のみ。      |
| 同 | 二丁目      | 二、四、六、八、十、十二番地のみ。 |
| 同 | 三丁目      | 同上。               |
| 同 | 四丁目      | 同上。               |
| 同 | 五丁目      | 同上。               |
| 同 | 六丁目      | 二、四、六、八番地のみ。      |
| 同 | 七丁目      | 同上。               |
| 同 | 八丁目      | 同上。               |
| 同 | 九丁目      | 同上。               |
| 同 | 十丁目      | 同上。               |
| 同 | 十一丁目     | 自一番地至八番地。         |
| 同 | 同東河岸通一丁目 | 二、四、六、八番地のみ。      |
| 同 | 二丁目      | 二、四、六、八、十、十二番地のみ。 |
| 同 | 三丁目      | 同上。               |
| 同 | 四丁目      | 同上。               |
| 同 | 五丁目      | 同上。               |
| 同 | 六丁目      | 二、四、六、八番地のみ。      |
| 同 | 七丁目      | 同上。               |
| 同 | 八丁目      | 同上。               |
| 同 | 九丁目      | 同上。               |
| 同 | 十丁目      | 同上。               |
| 同 | 十一丁目     | 自一番地至八番地。         |
| 同 | 同東河岸通一丁目 | 二、四、六、八番地のみ。      |
| 同 | 二丁目      | 二、四、六、八、十、十二番地のみ。 |
| 同 | 三丁目      | 同上。               |
| 同 | 四丁目      | 同上。               |
| 同 | 五丁目      | 同上。               |
| 同 | 六丁目      | 二、四、六、八番地のみ。      |
| 同 | 七丁目      | 同上。               |
| 同 | 八丁目      | 同上。               |
| 同 | 九丁目      | 同上。               |
| 同 | 十丁目      | 同上。               |
| 同 | 十一丁目     | 自一番地至八番地。         |

同 九丁目 同上。

同 十丁目 同上。

同 十一丁目 二、四、六、八番地のみ。

東河岸通は埋築未了なるに關らず、工事を中止せる爲め番地甚難續せるなり、

同 同西河岸通一丁目 自一番地至八番地。

同 二丁目 自一番地至十二番地。

同 三丁目 同上。

同 四丁目 同上。

同 五丁目 同上。

同 六丁目 自一番地至八番地。

同 七丁目 同上。

同 八丁目 自一番地至十二番地。

同 九丁目 同上。

同 十丁目 同上。

同 十一丁目 自一番地至八番地。

◎町名の起原

東京灣内に新に築造したる島地にして、以前は蘆葦叢生の洲にありしかや。東京市技師故地理學博士倉田吉嗣氏の設計にして、明治十八年頃より工業に着手し同二十五六年ころに及びて竣功せり。此に使用したりし土砂は、大川底並に上總港邊より運搬しつ、工事は日本土木會社の請負にて、經費四十餘萬圓を要せりと云ひ。現在の地形は第一區、第二區に劃立せるも、設計に據れば、更に西南濱離宮に臨める海中を埋築して、第三區を築き、又東海岸を増築して、第一、第二の兩區を補ふべき筈になり居れる由。月島の稱は、武藏野、又、灣内の某所に月の岬の古名存すれば、觀月に適するとの意より、市參事會にてかくは命名せるならむといへり。

◎概況

月島は、將來工業發展の地なるべし。大小の工場、煙突隆起、煤煙漲らし、海風度る所、颯颯四散の狀、太た奇觀を呈せり。埋築工事落成の後、日未だ淺ければ、新開地の、人家稀少、其の市廛と目せられつゝる邊も、日常須要の物品を、こゝに販賣するのみ。是れ佃島に隣れる第一區の地たり。第二區は、日本鐵鐵會社の建築物及び水道鐵管置場の外は、雜草離々、何通何丁目としたる木標、原野に亂立せり。而うして埋築の工事竣工の後、數年間は、全島の周圍に板圍を施せしも、方今は石垣を築きて、板塀を撤せり。面積二十萬坪と稱する新天地、汝千符の歸途舟を寄せて翠を拾ふにまかせつ、運動會場、自轉車のレリスに適せりと知られつゝるも近年なり。翠綠盡頭、碧藍に連り、渺渺際なく、遠く房總諸山を望むべく、其の西端波打際を立て、瀟灑宮より増上寺の森、芝濱、高輪、品川の風致、臺場は近く海面に浮び、畝帆仄帆神奈川に亘り、水天界隈間、帝國軍艦の陰影を認むることありとなむ。波に倚りて竿を投すれば、鮮鱗、綸端に躍り、萍々として波間に漂ふ青苔苔また墜らるべし。時に縋綱、海岸の囑望撲ひて別敷を構ふるも、寥々として空地を存せり。地價を問へば、市參事會にて、一坪七厘乃至一錢五厘位にて、貸與するなりといへり。東京市中、しかも銀座市街を有する京橋區内に於て、廣漠たる原頭、雨林風打の痕繁く、蕭々又寂々然たり。俄然、寂莫を破るものあり、凌雲の煙、大前に鐵造船の響なり。設計によれば、同島より築地及深川區の兩方面に長橋梁を架設すべしといへば、其の曉には、筑島また繁華の地たらむとす。

日本鐵鐵株式會社 西河通八丁目八番地に在り。宏壯なる洋風の建築物、高く天に伸せり。今や大破して、煙突煤煙を吐かざるも、一時東京市中に布設すべき鐵

管の大多數は、當該會社に於て鑄造し、三千餘本と注する鐵管を、近傍の空地に鑄列したるに、やがて全島を鎮したりとなむ。加之不正製管の弊、世上に喧びすしく、月島の名に、社會一般に認むる所となりぬ。

東京市水道部月島鐵管試驗所 同上傍に在り。樞を結ひ、構内に無數の鐵管は横はりぬ。大なるは身を浸ぎ、小なるは尺に充たず、又以て博観に數へむか。

月島製鋼株式會社 東河通六丁目六番地に在り。明治二十年六月、深川區内に創立し、深川製鋼會社と稱し、同三十年二月當地に移り、方今の社名に改め、宏大なる煉化造四百五十坪、木造九百坪、地位海岸に沿ひ、水路の交通最も便なり。深川の基地に分工場を置、遠からず、本社構内に移轉すべし都合にて、煉化造八百坪程の工場、新築中なり。取締役社長は、牧原仁兵衛氏なり。

東京鐵鋼合資會社 西河通六丁目一番地

株式會社月島鐵管製作所 同六番地

合資會社月島鐵工所 同八番地

東京精米株式會社第一糧米所 本社は本落町に在りて、當所は其の分工場として、明治廿九年の設立なり。總坪四千九百十坪の内、建坪八百八十二坪餘、職工百十餘名。

帝國煉炭株式會社 西河通四丁目四番地。

青木魚藏組 同五丁目に在り。遠洋魚藏を営む。時に海岸三本マストの鐵虎船を繋留す、北海道千島群島、霧嶺東崖加邊より到るといへり。鬚鬚濛濛、顔面刺刺あるの入、碧眼長身、毛衣を纏ふの客、赤聲啼々、島内を徘徊す。

東京市佃島尋常小學校 西中通一丁目四番地に在り。明治二十一年十月佃島に創立し、同二十六年六月當地に移轉せり。校舍百五十坪、運動場また百五十坪あり。佃島及月島の學齡兒を教育す、現在の生徒尋常科二百三十四名、補充科六十名、校長は、市立第一尋常高等小學校長宮安之氏の兼任にして、外に教員五名あり。

鈴木屋事務所 通五丁目六番地に在り。月島諸工場建築諸物品運送、渡船夫、船ヶ入夫、惣方土工、月島飲料水一手販賣の業務を営む。月島に在りて缺乏を感ずるは飲料水なり、海埋埋填の地、井を鑿つても清水を得ず、水道の鐵管も、月に見るばかりにて、給水の法未だ講せられず。鈴木屋は月島工事の當初より此の地に來り、所謂土地の草分にて、開拓に關しては、與て力あるの商賈なり。全島に飲料水を供給せらるゝ、日々間斷なく清水を傳馬船七八艘にて運び、入夫を使役して、桶に昇き戸々に之を懸、併せて同島附近に繋留する船員に至るまで、缺乏を感せしめずと。又大傳馬二十餘艘を有し、運搬の入夫、渡船夫に不足なければ、運動會、自轉



車レースの周旋方を依頼するには甚だ利益あらむ。  
 渡船場二ヶ所 一は南飯田町十二番地の海岸より月島西河岸通八丁目に通ず、日  
 本鐵道株式會社専用の渡船場なり。一は明石橋の北より月島西河岸通四丁目に通ず、  
 諸工場用の渡船にして、月島居住の者、並に所用あるもの、常に此の間を往來せり、  
 客は渡船料を要せず。

橋梁二ヶ所 一は佃橋の南に位す、佃島に通ずる木橋にして、初見橋と稱す、明  
 治三十四年一月の新設なり、橋名は、凡そ東京全市、境域廣大なりと雖、該橋畔を  
 遺棄すれば率先して海中に月を墜むとの意なりと云々、一は第一區より第二區に通  
 ずる木橋にして、數年前に架設する所、無名橋なり。

○拾遺

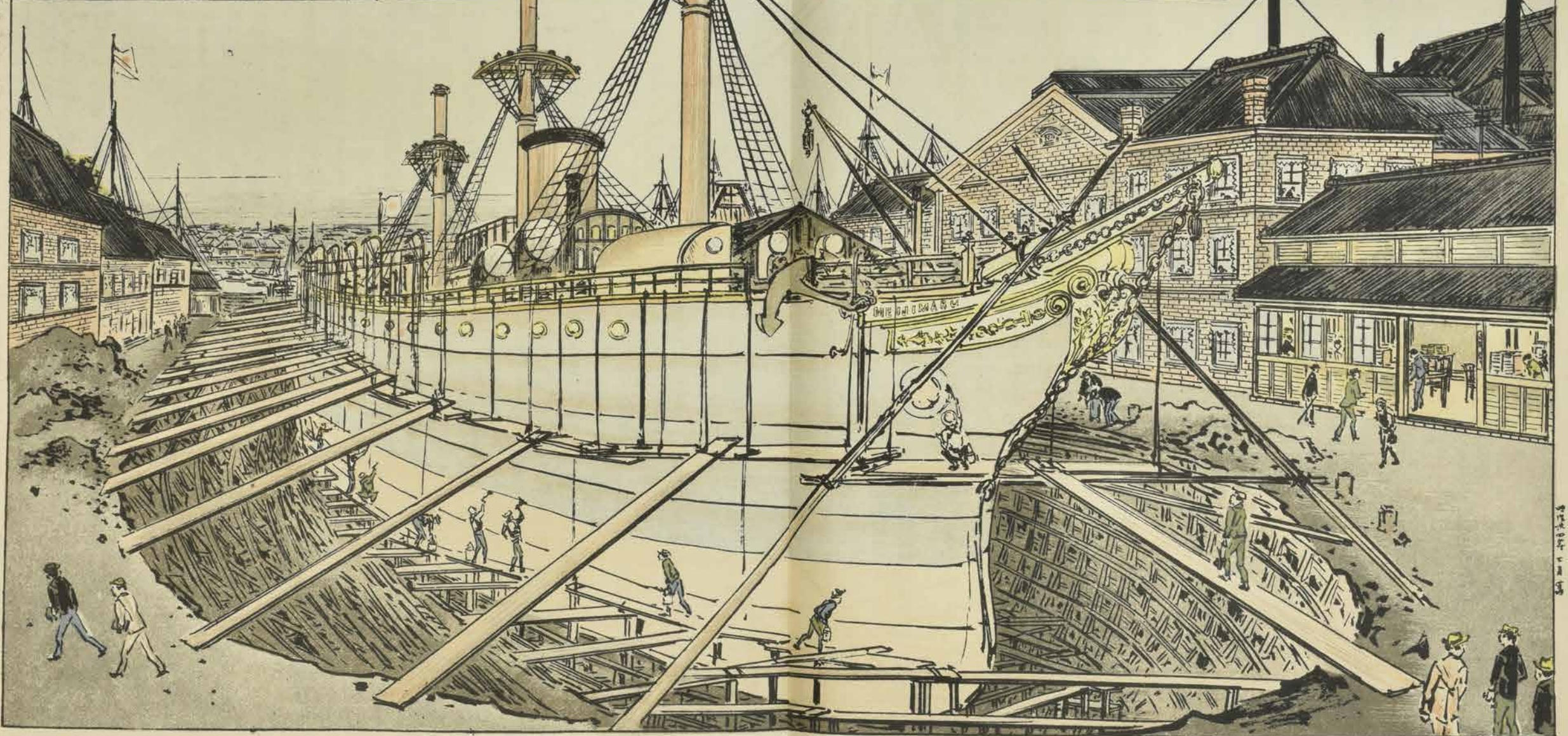
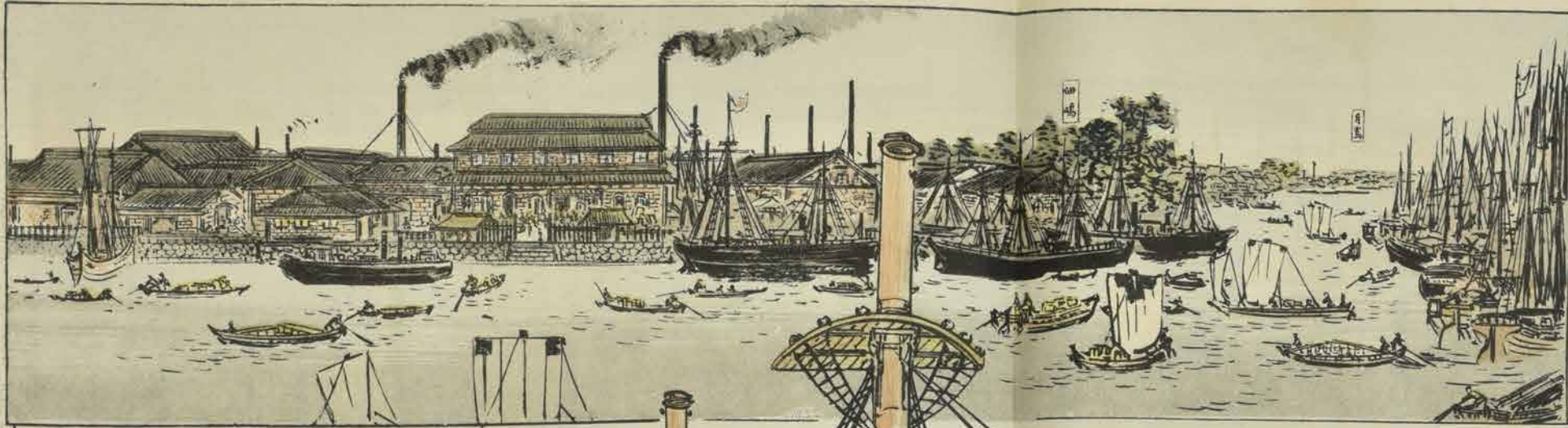
●株式會社東京石川島造船所

株式會社東京石川島造船所は、佃島御料地(舊石川島)に在り。  
 其の地の面積凡そ八百餘坪にして、外に長二百七十尺幅六十  
 尺餘の船渠を有し。各種工場、發電所及び事務室、倉庫、徒弟  
 室、賄所、舍宅等數十棟の建設物各所に列在し。其の他造船臺、  
 起重機及び船舶を備へたり。  
 當所はもと平野造船所と稱し。明治九年の創立に係る。二十二  
 年一月株式組織と爲し。今の名に改む。而して船舶及び諸機械  
 汽罐、橋梁、車輛、電機等各般の工業に關する製造。若くは此  
 に必要なる材料の購入供給を以て營業とす。  
 資本金は百五十拾萬圓にして。株數三萬株、積立金は拾五萬七千  
 圓とす。  
 分工場は、神奈川縣三浦郡浦賀町館浦に在り。面積約三萬坪に  
 して。長四百五拾餘尺幅八拾餘尺の船渠。及び之に伴ふ造船臺  
 を首め。各種工場並に事務室、倉庫、俱樂部、宿舍等各種の建  
 物數拾棟を設置し。起重機、貯水池及び浚渫機、船舶等ヲ備へ  
 り。  
 現今の重役は左の如し。

|   |        |
|---|--------|
| 取締役會長   | 澁澤 榮一  |
| 專務取締役   | 梅澤 精一  |
| 取締役   | 淺田 正文  |
| 同   | 益田 克徳  |
| 同   | 進 經太   |
| 同   | 同兼支配人  |
| 同   | 肥塚 龍   |
| 同   | 西園寺 公成 |
| 同   | 同      |
| 同   | 田中 永昌  |
| 職員は八十八名。其の他頭目、船員等少からず。備役する職工<br>人夫は、日々二千人以上とす。  |        |
| 當所に於ける從來の製作物中。造機に屬するものは。枚舉に遑<br>あらざるも。橋梁中主なるものは。  |        |
| 吾妻橋 既橋 永代橋 お茶水橋 湊橋  |        |
| 電機中主なるものは。  |        |
| 東京電燈會社の發電機を最とし。飯田、長岡、喜多方、廣島<br>等各地の電燈機械。  |        |
| 車輛中主なるものは。  |        |
| 九州鐵道會社の運炭車。   |        |
| 造船に在りては。軍艦島海を首め。汽船帆船百九十八艘。其の<br>他水雷敷設用、捕鯨用、浚渫用船舶の如き、異種のもの少からず。<br>現に、浦賀分工場に於て。創めて建造せる大阪築港用、犬島丸<br>二艘の如きは。石材運搬用にして特種のものたり。<br>當所は本邦民設造船所の嚆矢にして。三大造船所の一なり。其<br>の沿革の如きは。青淵光生六十年史に詳かなれば就て見るべ<br>し。<br>挿圖に載る入渠の船舶は。即ち商船學校の所有に係る遠洋航船<br>明治丸にして。千〇三十七噸の鐵船たり。千八百七十四年十一<br>月英國「グラスゴー」に於て製造せしもの。今回塗替修繕の爲め |        |



石川港造船所の圖



明治元年の船修圖

明治元年七月



にこゝに在りといふ(明治三十四年七月廿四日實見)

●京橋邊の雜説

●狐琴横町 南傳馬町西側に、川村と云ふ漬物商古くよりあり此家の横町を狐琴横町と呼ぶは如何なる事かといふに、昔芝居の金主をして、世に知られたる大久保今助と云ふ者、後年水戸家の抱へとなり(本業は諸侯への人入れ)士分に取立られたれば、住居(北向にて疊町まで廣く住ふ)の支關に鐵砲が飾りあると思召せ、其向ふに稻荷の小祠ありて、石の狐一對入口にあり其傍に小宮善右衛門と云ふ名主の家あり、因て此名を附したりと、謂れを聞けば難有度し。

●狩野新道 は當所狩野家の屋敷ありしとの注に及ず(東横町) ●味噌屋新道 は南傳一の西横町、此所に味噌屋と家名する元結專業兼小間物商人あり、家の前に大なる建看板ありて、元結みそ屋とあり、又横町入口に糞屋といふ間口五六間の煙草問屋の在りしゆゑ、一方は味噌屋新道と云ひ、一はいゝ屋新道なりとて争ふ人もありしが、兎に角味噌屋が新道に居るゆゑ、此方に定りし由、狂句に「味噌屋新道田樂の附地口」などあり。

●橋の看板 田印を案内する者曰く、江戸には見附がなくして擬寶珠の有る橋は二個限りだ云へば、イヤ三個あると答へたゆゑ、ハ、ア夫では君眞面橋を見たのだらうが、アリヤア丸の内だから勘定の外だ、私の言ふのは市街に在るもののみだと云へば、田印眞面目になつて、イヤ水垢屋の前に在た小形な橋は、アレが中橋だんべえとは、其頃の滑稽話なるが、其水垢屋も今は跡を斷ち、彼の有名なる看板は、日本橋通一の横町世俗水原店の汁粉屋梅園方にて飾り物としてあり、予試みに乗て見たるに中々堅牢なりき。

●桶町に左官職多し 職人だどて無雅夢中の者のみにあらず、

前に梅の本爲山宗匠も其群より出て、俳道にては一時名を鳴せしもの(同云上州の惺庵西馬も左官職にてありしと、今の幹雄翁の師なるが維新前、斯くぞ詠める海苔は砂なきまでに世は開けり)

●廣重の舊跡 實母散本舖喜谷氏の横町地尻に住せり、廣重は前川豐廣の弟子(神豐春の孫弟子)なれど、十六歳の時師没す、其後再び師を求めず、岡島林齋(名は素阿狩野素川院の門人)と同僚(御腕掛り)なるを以て、狩野風にも寄り又四條風も習ひて終に一家をなし、眞景を寫すに至妙なる事は人の知る處なり。翁は通稱安藤徳兵衛、始め前川傳來の一字を附け、一立齋と號せしが、後年法體となり、單に立齋と云ふ。一女あり、高弟重宣を配す、同人は黒菊石の醜男にて、殊に交際上甚評よろしからず、先師没後二代の廣重を襲ぎしが、兎角姑と中惡き折柄、次弟子の重政と重宣の妻と道ならぬ中となり、家に風波起りしを、姑は是を機會として、終に重宣は離縁となると共に、廣重の號を剽奪する、依て以後は廣重舎立祥と名乗、自稱して大和繪師と云ふ。重政は毛筆鈍しと雖も、天道の筆に達者なるがゆゑ、終に廣重の號を犯す、此人の代になり、此住宅を移轉せり。

●中橋 に橋のありし事は、古書に見えたり、東中通りに愛染橋とて(訛つてあゝそう橋といふ)予が五六歳の頃までありしが、此川筋は堀留ゆゑ、草芒々と生て居し事を記憶す。後此川を埋たれば、或は押地と呼び、又は中橋の凹たまりとも云ひしが、初 官有地にして、本材木町(新魚場)の魚問屋和泉屋三郎兵衛(單に和三、又は三郎と云ふ今深川佐賀町に肥料問屋を營む奥三郎兵衛是なり)の誇負地となりたれば、政府にて別に町名も儲けず、三郎兵衛請負地と云ひしが、維新後京橋區に編入



して、和泉町といふ、是和泉屋號に縁のある稱號なり。  
 ●楓川 は申橋の在りし頃、此門筋へ紅葉の餘水流通しゆゑ、斯く名號ると古老の話し、今も本材木町の川筋に此名を存せり又別項にある料理茶屋木屋忠右衛門(下槇町)と云ふは、昔中村座の中橋に立し所の芝居茶屋にて、座の移轉する時、只一軒残りしと。此忠右衛門は、予に物語れり(此人狂句をよくし痘痕あるを以て狂名を湯能亭孫杓子と云ふ) 借芝居の行後、兩川畔とも薪商小家多くありしかば眞木町と云ひしを後は眞の字と改めしといふ。

●久安橋 向ふは元松平越中守の上屋敷にして、方二三丁有り初め此所に橋なし、登城の際しんば橋を渡れるが、此橋はしんばにて架設せしものゆゑ、同所の破落戸とも、越中殿が通門の際屢々妨害する事ありしかば、後は松平家にて裏門前今の久安橋際に新架して、是を越中橋と稱し、東詰の橋筋に番屋を設け、モシ橋上に入付み居る時は、番人大聲して叱咤す、幕府瓦解後桑名藩邸を取毀つと、共に越中橋の名を廢し、昔此所に御坊主久安の拜領地(材木町の方考ふべし)ありし縁故を以て、斯く改稱したりと。

●仙女香坂本友七(今は洋傘店) の祖は昔繪双紙の検査後なれば、版元共阿諛に藏書の卷末へ仙女香白粉の機能を述べたるは、今の繪押新聞へ廣告する如し、挑灯持の嚆矢と云つても可なり。當主人の二三代前の主人は、狂句に遊び左一と號し、天保六年出版の狂句百人一首に左の句あり。  
 「根からつまらぬ唐崎の書の雨  
 ●獅子頭の事 南傳馬町天王祭の獅子は、三ヶ町に一對宛ありて、年換りに擔き出すが、大手の橋元にてあふるゆゑ、此所の消防夫は、他よりも上手に舞すなり、又山王祭りの獅子頭は、

靴が大傳馬町持にて、牡は即ち南傳馬町持なり、此獅子は東照公軍事の秘密に涉る書類を自ら張込れたる、即ち張子の獅子にて、少しにても疵つく時は、其時の將軍自ら修繕する、にて、警衛は神輿よりも重く、下にノと制すゆゑに、是を扱ふ者權威をかりて威張ちらすゆゑ、或る年九の内なる長州(毛利家)にて祭り毎に警衛の棒つきを邸前に置くところ、此組合の(せ組)はなし、棒つきの方も同僚は、決して手を出さず、當局者一人なれど皆棒の術に長たるゆゑ、多勢の方が散々の目に遇たるも、大切なる御獅子に撞ても附いてはならぬとて、其筋の人の注意に因つて、其場は双方別れしが、祭り後に至り、警衛する者が些少なる事を咎めて、斯騒動するは何事ぞと大いに偏頗なる扱ひとなりしゆゑ、毛利家にては大に激昂し、其後警衛役は御免を蒙るとて辭したれば夫より上杉家之に代りしが、是も長州にて幕府の處置を恨む一端とはなれり。世の變遷とは申なから、今日は此の獅子も、勢ひ掛け通常の物となりて、今は一對とも南傳馬町の一手持とはなれり。

●三ッ橋 江戸名所圖會には、白魚橋の神號を牛の草橋と唱へし由記しあり。予が覺えてよりは、眞福寺橋を牛のくそ橋と云ひしは、如何なる惡口か知らねど、白魚屋敷へ渡るより白魚橋眞福は眞言宗の寺院にて、橋の南へ突當りにて、維新前まで膳所藩本多家邸の所に在りしが、後に芝愛宕下に移轉す。昔は鐵砲洲にて諸荷物の水揚せしを、山の手(商品は勘し諸藩の荷物道共類)へ運搬するに多く牛車を用ひ、八丁堀の川筋兩岸を通行する者、一は彈正橋へかゝり、一は眞福寺橋を渡り、又白魚橋へかゝるに竹がしと、本材木町の角は今日の如く、人家稠密ならで、牛の休む處にて、食に用ふる草が積ありしと、斯の如

く牛が通行するゆゑ、自然糞も放ばるゝとに成て、汚穢きゆゑ斯は惡口をいひしものなりと、是も古老より傳聞す。  
 ●神田祭禮の節 は南傳馬町一三三丁目年換りにて、町内の中程へ、神輿二基入る、假屋は設置す、土間なれど家根高く間口も廣く、葵の紋の紫幕を張たり。  
 京橋區之部終

廣告

山本松谷先生筆  
 ●松谷花鳥畫譜 第一正價 金七拾錢  
 編 郵税 金 四 錢  
 發行所 東京市神田區通 新石町三番地 東陽堂支店

文學士藤岡作太郎君平出鑿二郎君合著  
 ●日本風俗史 全三冊 正價 上巻 金八拾五錢 中下巻 一圓八十錢  
 郵税 一冊 拾 貳 錢  
 發行所 神田區通新石町三番地 東陽堂支店 (電話 本局 九七〇番)

毛利公爵北堂○鍋島侯爵夫人 題詠好に筆  
 ○稅所敦子○下田歌子刀自 題詠好に筆  
 三輪山眞佐子女史○頼川さゆ子編集  
 ●肖像密畫數十枚挿入  
 大 和 美 全一冊 正價 金六拾五錢 郵税金 八 錢

●肖像密畫數十枚挿入  
 大 和 美 全一冊 正價 金六拾五錢 郵税金 八 錢

●名女傳 發行所 東京市神田區通新石町 (電話 本局 九七〇)

●名女傳 發行所 東京市神田區通新石町 (電話 本局 九七〇)

●發行所 東京市神田區通新石町 (電話 本局 九七〇)



以呂月耕漫畫  
第三編 卷之壹  
定價金參拾八錢  
郵税金四錢

三編壹の巻、印刷製本出来たれば茲に發賣す、イよリトの部  
なり。月耕畫伯が漫畫に指を染むるや。經營慘憺運筆自在の妙、  
其の得意として更に一地步を占む、嗚呼世上繪畫に志あるの士、  
朝夕座右に播かば得る所少なしとせす。

發行所 東阳市神田區通  
新石町三番地 東陽堂支店

火災救命袋  
警視廳技手土田團之助  
君の指揮を得

●此救命袋は國の如き火災に際し階上に在りて火煙に包まれ逃げ道を見失ひ  
無慘なる災害に陥らんとするを救助するの一大要具なり其使用法は頗る輕便  
且地質堅固にして身體に少しも痛症を與へず誠に安全に九死中の一生を得せしむる如し  
●此救命袋は人命救助のみに止まらず家具等も破損せしめず火災を逃ぐることを得せしむる其名  
の如し然し諸官廳諸會社銀行學校病院勸工場貸座敷旅館劇場席亭料理店等の二階建以上の高層家  
屋所有の人士速に一具を備へ以て萬一の災厄に際し此器により自他の生命財產を完ふせられんこ  
とを。

發賣元 堺段通敷物問屋  
東京市日本橋區  
新石町十番地 (電話浪花 四七一) 日高屋商店



山本松谷先生編書

松谷花鳥畫譜 第一卷

正價金七十錢 郵税金四錢

本譜は斯道に多年經驗ある松谷子花鳥畫譜にして意匠斬新運  
筆精巧彩色鮮美人目を拭ふに足る用紙は紙紙畫帖仕立印刷は鮮  
明にして其筆意を失はざるは弊堂の特技とする所なり嗚呼世上  
繪畫に志ある士明窓の下好伴侶たるべく初學の徒爲めに購ひて  
好粉本となすに足れり。

發行所 東阳市神田區通  
新石町三番地 東陽堂書店

定本 定價五錢 價百粒十錢  
右藥劑定被同様の愛顧ヲ乞フ  
本家東京馬喰町三丁目自者店  
屋号いしや 村田又兵衛

寫真眞器  
特別割引券  
限無の樂娛  
時季  
目錄進呈

寫眞眞器及諸材料  
發造製入檢  
堂々進  
町石新通區田神市京東  
(通大) 九一  
(三十百局本話電雜野長)

各種新形着荷披露  
價更比なき低價販賣



古橋東湖書畫

東湖衣裳鑒

全壹冊 正價金貳圓五拾錢 郵稅小包貳百目迄

上野清江著畫

花のかけ

一、二、三、正價金七拾五錢 四、五、郵稅金四拾錢

四季もやう

全貳冊 正價金九拾錢 郵稅金四拾錢

津田青楓著畫

華紋譜

花之卷壹冊 一冊二付 正價金一圓廿錢 桐之卷壹冊 郵稅金四拾錢

發行所

京都市二條通寺町西入 本田雲錦堂 東京市神田區新石町 東陽堂支店

●會員募集

(規則書郵券二錢) 東京美術學校長并に教授諸大家贊助

日本繪畫通信講習會 東京小石川區小日向水道端町一丁目卅五

尾形光琳筆

光琳畫譜

全一冊 映入 正價金參圓 小包四百目迄

今尾景年筆

景年花鳥畫譜

春夏秋冬 全四冊 一冊に付 正價金貳圓 小包四百目迄

幸野煤嶺筆

棋嶺畫譜

天地人 全三冊 一冊に付 正價金四拾五錢 郵稅金貳錢

亥中の月

全一冊 正價金四拾錢 郵稅金四錢

森川曾文筆

都名所廿五景

紙表 全一冊 正價金一圓五拾錢 小包貳百目迄

有名十二畫伯筆

平安名勝

全一冊 正價金拾圓 上製絹地摺 並製一圓五十錢 小包二百目迄

發行所

京都市寺町通四條北 田中文求堂 東京市神田區通新石町 東陽堂支店

避暑旅行の好伴侶



落語大會

三遊亭圓朝、三遊亭圓生、古今亭今輔、三遊亭圓遊、禽語樓小さん口演、酒井昇造速記

三遊亭圓遊 小さん 演口 (版再) 三遊亭 遊三

大評 全(再)紙數五百五十頁 一(版)實價三十錢 (郵稅)六錢

●大好評●

發行所 下谷區西黒 永樂堂 門前二十三

東京堂、岡崎屋、上田屋、服部書店、松陽堂、盛春堂、廣文堂

池田善司義信編

好古革究圖考

全一冊 正價金壹圓 郵稅金六錢

沼田荷舟編

聚鳥畫譜

全三冊 正價金一圓六十五錢 郵稅金拾貳錢

抱一上人筆

鶯村畫譜

全一冊 正價金五十五錢 郵稅金四錢

陶齋尚古老人著

今古名物類聚

上切之部 全二冊 正價金八拾錢 郵稅金四錢

河鍋曉齋筆

狂齋畫譜

全一冊 正價金四拾五錢 郵稅金四錢

發賣所

東京市神田區通新石町三番地 東陽堂支店 (電話本局九百七十番)



行成卿書(藤原爲恭書)

六歌仙 全一冊 正價金六拾錢 小包貳百目迄

文華帖 全一冊 正價金四圓 小包四百目迄

海外天年筆 全三冊 正價金一圓七十五錢 小包貳百目迄

天年百鶴 全五冊 正價金一圓七十五錢 小包貳百目迄

天年模樣鑑 全二冊 正價金一圓七十五錢 小包貳百目迄

同裏地之部 全二冊 正價金一圓七十五錢 小包貳百目迄

諸大家筆 每月一回 正價金三十五錢 郵税金貳錢

新畫苑 每月一回 正價金三十錢 郵税金貳錢

南宗畫志 每月一回 正價金貳拾錢 郵税金貳錢

古畫苑 每月一回 正價金三十五錢 郵税金貳錢

發行所 京都市寺町通二條下ル 東陽堂支店

發行所 京都市神田區通新石町 東陽堂支店

山田芸艸堂

石川鴻齋先生著

夜窓鬼談

上 全二冊 映伯紙摺 入唐本仕立

夜窓鬼談は鴻齋翁が得意の快筆を以て數多の快談鬼話を蒐めたるものにして若し夫れ更開け雨暗くして灯影明滅の時天陰り風微かにして鐘聲斷續の處一たび此巻を繰れば鬼氣肌を襲ひ毛髮森立し覺へず卷を掩ふて戰慄するに至る然れども鴻齋翁は固より儒流の傑なり豈徒らに怪力亂心を語るものならんや每號諷諷を以て骨髓とし怪談を藉りて皮相としたるものなれば世教を益すること實に尠少に非ず又圖書は平福穩庵、松本楓湖、小林永濯久保田米徳諸先生の尤も意匠を凝せるを弊堂得意の石版に上せ最精巧に印刷したれば君子貴女諸君が明窓淨凡の間に伴ふて臥遊の友とするに足るべし。

山本松谷先生畫

四季美術繪はかき 組壹十 正價金九錢 郵税金貳錢

此繪はがきは我が風俗畫報に多年健筆を揮ひ風俗畫に巧技なる松谷畫伯の筆に成り四季の風俗を畫きたるものを弊堂得技の石版彩色刷としたる眞に華麗優雅なる美術繪はがきなり。

發行所 東京神田 東陽堂支店

電話本局九七〇番

有住齋翁著述 山下重民君補正

類聚婚禮式

再全一冊 圖入和製美本 正價金九拾錢 郵税金十錢

從來婚禮式を記せし書籍尠からざるも或は流派に偏し或は其當時の式のみ止り未だ完全なる者あるを見ず此編は斯道に専門なる有住翁が多年苦心して著述する所其式古今に渉り諸流を併せ凡そ婚禮に關する事は網羅して遺さず其是非を論斷して其主旨全く皇族の美風を傳ふるに在り且つ十數年來風俗畫報に従事せる山下重民君之を補正されれば恐らくは此編に勝れる者あらざる伏て請ふ遍く愛讀の榮を賜はらむことを

故渡邊華一掃百態

再全一冊 正價金六十錢 郵税金四錢

有名なる故華山翁が、文學の餘瀝に成るものにして、正慶、元享の頃より翁が當時に至るまでの風俗を、細大漏さず描寫せられしものなり、氣韻自ら高邁且つ復古の趣をなすに鮮少ならず、今や再版出來して爰に發賣す、健筆一掃の間、百態の人事歴々寫し來つて掌を指すが如く、後進輩の爲めには好粉本となすに足れり。

新案松谷漫畫

第一編 正價金卅八錢 郵税金四錢

本書は、我が風俗畫報に、多年經驗ある、畫伯山本松谷子が、最近の漫畫にして、意匠の斬新なる、白雪、袖を離れて、油然風を起し、活潑せり。印刷又鮮明にして、鳥は啼き、花は笑ひ、百態の人物、活潑せり。世に松谷子の畫才を知らんと欲する者は、漫畫を讀みて、粉本とすべし。

發行所 神田區通新石町三番地 東陽堂支店

電話本局九七〇番



明治廿一年三月廿五日  
第一卷出版

**繪畫叢誌**

定價 一部二金十  
付金十  
五部前  
六部前  
錢部前  
二部前  
金部前  
四部前  
郵稅一  
部五厘

本誌は専ら繪畫學術上の參考  
に供せん爲め古今内外の繪畫  
を網羅し其大成を期す  
故に西畫は亦人口に膾炙し  
逸聞を採りし亦人口に膾炙し  
諸君に散見するもの多し  
新古實なるは悉く登錄し加之  
入以て明瞭なる門に隨て挿  
し以て静夜を樂しめしめ高貴  
美の志を養ふの具なり請ふ君  
子淑女を購へ大に得る處  
ありん

論說 東洋繪畫美術に關する  
百般の事項を論評す  
記事 細大をなく繪畫上に關  
する逸事稗聞傳記隨筆等を  
載す  
書題 詩歌文章の繪畫に係る  
問題を載す  
問答 繪畫上に就きての實義  
を載す  
挿畫 毎號新古畫十幅前後を  
載す  
以上は大略を記するのみ本誌  
第一の特色は繪畫の優美にし  
て石版印刷の精巧他の模倣す  
からざる所にあり

又本會の規則摘要は左の如し  
一 本會は諸事を調議し専ら東洋の美術  
を振作するの目的を以て創立し繪畫  
叢誌を發行して本會の機關に供す  
一 本會の職員は同人の公選するも其分  
別は常務委員を詳記し特別委員は三  
本會へ申込あるべし本會は受領の上  
一 會員は會費を交附す  
一 會員は會費として一ヶ月金壹圓貳  
拾錢(府外は郵稅六錢)を納むべ  
一 會員に限りず何人とも古今繪畫上  
有益の事項を寄附する者あるときは  
之を叢誌に掲載すべし

東京市神田區通新石町三番地東陽堂支店  
**東洋繪畫會事務所**

**日本名畫鑑**

刊既

- 鳥羽僧正(志貴山緣起) 全三册 正價壹圓貳拾錢 郵稅拾錢
- 圓山應春(人物山水草木) 全三册 正價壹圓貳拾錢 郵稅拾錢
- 松村吳春(人物山水花鳥) 全二册 正價九拾錢 郵稅六錢
- 長澤蘆雪(人物山水花鳥) 全二册 正價九拾錢 郵稅六錢
- 松村吳春(北野天神緣起) 全四册 正價一圓八拾錢 郵稅四錢

東洋美術振興の爲外國人に向て大に誇る可き名畫のみを蒐め毫も原圖の筆意を崩さず筆勢を誤らして縮圖せられたる者なれば一見して皇國繪畫の眞價を知る事を得しされは美術家は勿論紳士淑女も繪畫の模範且參考書として座右に備へ給ふことを

勝海舟君 榎本武揚君題字  
德川江戸三十六城門畫帖  
東京市神田區通新石町三番地 電話本局九七〇

彩色摺 製本全一册 價(和文)金壹圓六拾錢 (歐文)金貳圓  
送附料 小包二百目迄の割

**風俗報時臨增刊**

世界に其名を轟かせる本邦最大の鑛業所足尾銅山の實況を詳述したる一大美本にて萬國稀有の最新機械を具備し晝夜數千の鑛夫鑛石採掘の初めより之を製銅となすまでの顛末其他銅山に關する一切の事實及び附近の諸名跡勝地をさながら活動寫眞を見る如く着色緻密の石版畫と精巧なる寫眞を合て一

百數十圖を挿み恰も懇切なる説明を聴きながら足尾の別天地を歴覽するの想あり  
**實業家は勿論學校の教科及び家庭教育上の好參考書なり又以消夏避暑の好同伴たる實に至珍の良書なり**

全一册 七月十日發行  
定價 金三錢 郵稅一錢  
郵 金壹圓 郵稅拾錢

- 部之俗風所名
- 東都歲事記 三册 ○御大喪圖會 二册
  - 香取名所圖會 一册 ○東本葬式圖會 一册
  - 江の島名所圖會 一册 ○沖繩風俗圖會 一册
  - 雪況圖會 一册 ○臺灣蕃俗圖會 二册
  - 東京歲事記 二册 ○陸軍大演習 一册

- 部之福難
- 三陸海嘯被害錄 三册 ○明治火災消防圖會 一册
  - 大洪水被害錄 三册 ○征清圖 繪十册
  - 岐阜震災記 二册 ○支那戰爭圖 繪三册
  - 江戸の花三册 ○臺灣征討圖 繪五册
  - 明治各地災害圖 繪二册 ○臺灣土匪掃蕩圖 繪二册

發行所 東京市神田區通新石町三番地 (電話本局九七〇番)  
東陽堂支店